

W358
30

昭和十二年六月

治外法權撤廢後ニ於ケル在滿日本人教育根本方針

滿鐵學務課視學室

伊豆井故書



0042854-000

W358-30

治外法權撤廢後ニ於ケル在滿日
本人教育根本方針

滿鐵學務課視學室・〔編〕

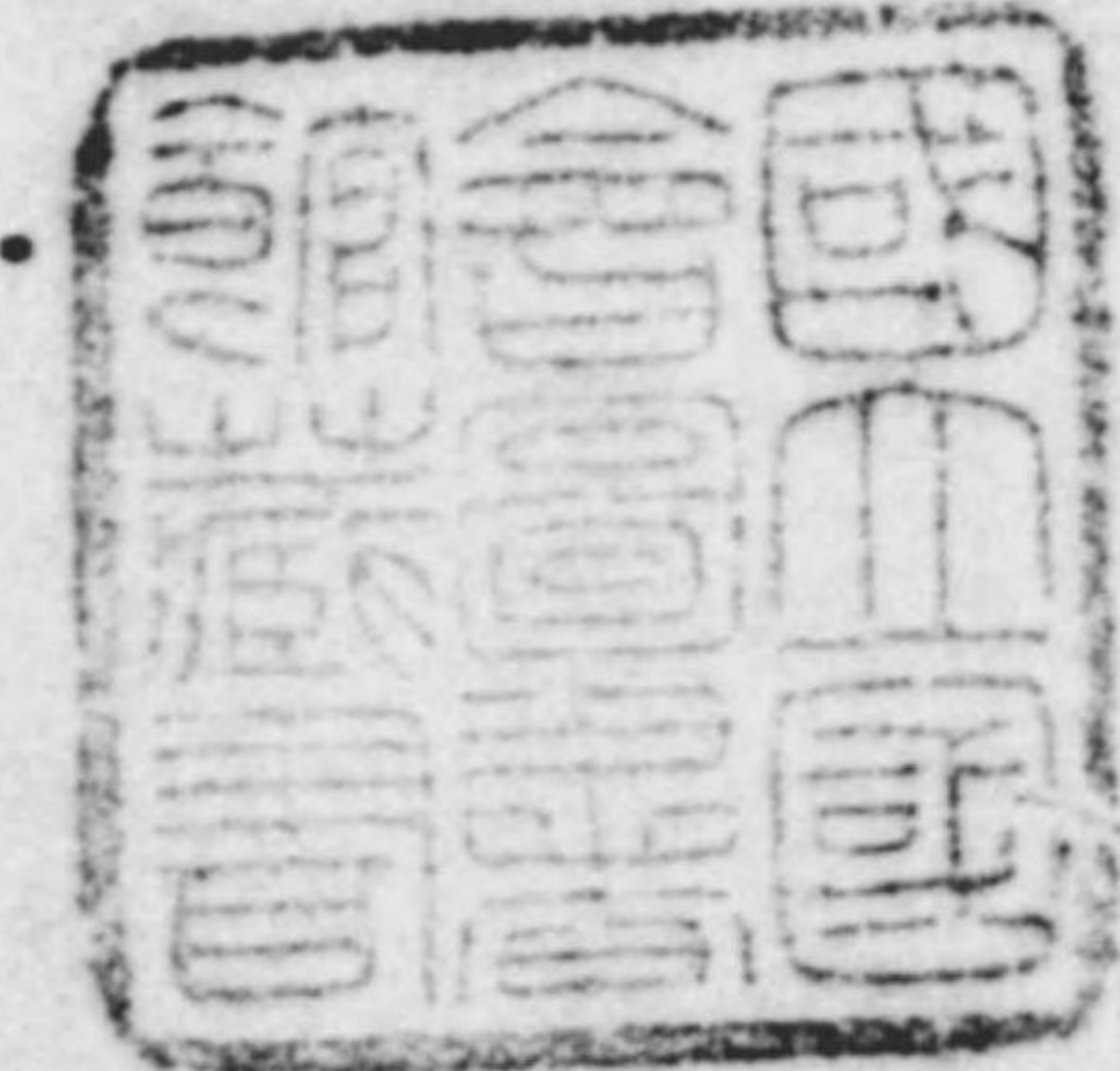
〔滿鐵學務課視學室〕

〔1937〕

AHD

W 358
30

昭和十二年六月



高等學務司

ハ又... 本國... 大野... 官兼...

49. 1. 18
966085

在滿日本人教育調査委員會設置理由

在滿日本人教育調査委員會規程

- 第一條 在滿日本人教育調査委員會ハ滿洲ニ於ケル日本人教育ノ根本方針ニ關スル事項ヲ調査審議ス
- 第二條 委員會ハ委員長及委員ヲ以テ之ヲ組織ス
前項定員ノ外必要アルトキハ臨時委員ヲ置ク
- 第三條 委員長、委員及臨時委員ハ關東軍司令官兼滿洲國駐節特命全權大使之ヲ命シ又ハ囑託ス
- 第四條 委員長ハ會務ヲ總理シ會議ノ議長トナル
委員長事故アルトキハ委員長ノ指命シタル委員其ノ職能ヲ代行ス
- 第五條 委員會ニ幹事ヲ置ク、幹事ハ關東軍司令官兼滿洲國駐節特命全權大使之ヲ命ス
- 幹事ハ委員長ノ命ヲ承ケ會務ヲ掌理ス

358
30

第一 委員長 關東軍參謀長 板垣征四郎
 第二 委員 關東軍參謀副長 今村均
 第三 委員 大使館參事官 守屋和郎
 第四 委員 關東局總長 武部六郎
 第五 委員 滿洲國總務廳長 大連茂雄
 第六 委員 滿鐵理事 郡山智
 第七 委員 關東軍第三師團長 竹下義晴
 第八 委員 關東軍參謀 吉岡安直
 第九 委員 關東軍司令部附 鹽澤清宜
 第十 委員 關東局行政課長 三浦直彦
 第十一 委員 大使館庶務課長 大鷹正次郎
 第十二 委員 大使館朝鮮課長 高尾甚造
 第十三 委員 滿洲國企畫處長 松田令輔

委員長 關東軍參謀長 板垣征四郎
 委員 關東軍參謀副長 今村均
 委員 大使館參事官 守屋和郎
 委員 關東局總長 武部六郎
 委員 滿洲國總務廳長 大連茂雄
 委員 滿鐵理事 郡山智
 委員 關東軍第三師團長 竹下義晴
 委員 關東軍參謀 吉岡安直
 委員 關東軍司令部附 鹽澤清宜
 委員 關東局行政課長 三浦直彦
 委員 大使館庶務課長 大鷹正次郎
 委員 大使館朝鮮課長 高尾甚造
 委員 滿洲國企畫處長 松田令輔

48 1 19
966085

南	南	南	南	南
南	南	南	南	南
南	南	南	南	南
南	南	南	南	南
南	南	南	南	南
南	南	南	南	南
南	南	南	南	南
南	南	南	南	南
南	南	南	南	南
南	南	南	南	南

南洲通文致指尋万叶(秋山親學ノ記遺ニヨル)

南洲通建國ノ精神、此蓋調氏詔書ノ趣旨ニ在リ五族陽和ノ是進取東方道
 徳ノ顯揚興起ニ努力シ實勸教育一玉帛ヲ安定スルニ是ル知識ト技能トヲ
 授テ以テ忠良ナル國民ヲ養成スヘシ

一、教育の普及を期す
 一、報國の精神を養ふ
 一、立憲の政治を習はせしむ
 一、職業の訓練を施す
 一、衛生の知識を授けしむ
 一、體育の發達を期す
 一、藝術の修養を施す
 一、職業の訓練を施す
 一、衛生の知識を授けしむ
 一、體育の發達を期す
 一、藝術の修養を施す

在滿日本子弟教育根本方針

秋山 親學 執筆

教育ニ關スル勅語ノ御趣旨ヲ奉戴シ雄渾ナル我國建國ノ精神ヲ體得シ、
 忠君愛國ノ信念ニ燃ユル忠良ナル日本國民ノ養成ニ努ムルト共ニ滿洲建
 國ノ精神ヲ明カニシ日滿一體不可分一德一心ノ真義ヲ理解シ東方道德ノ
 顯揚ヲ圖リ、民族ノ融和ト福祉ノ増進ニ努ム皇道光被ノ先驅、協和五族
 ノ先達トシテ王道安居ノ新天地ヲ開拓スルニ足ルヘキ氣魄アリ、實力ア
 ル大國民ヲ育成スルニ在リ。

小大並み教育進スルニ志リ
夫故イニヤ王皇安穩ノ海天此マ國清スルニ風ムハハキ業顯マリ、實代マ
國運マ圖リ、兵起ノ國保イ國運ノ要ト事重ク對シ、夫國ノ國運立地
國ノ精神マ國衣ニシテ日爾一語不耳セ一語一心ノ具海マ國運ノ東次並進ノ
忠告受テ、言念ニ豫ニス思慮ヤハ日本國運ノ要也ニ授ムルイ共ニ國運
進歩ニ關スル德操ノ修養言マ事業ノ成敗ヤハ其國運ノ進歩マ要也

帝國日本千禧教育綱本衣

特山 國學 序論

教育方針ニ基テ實施綱領

- 一、國體觀念ヲ明徹ニシ忠君愛國ノ信念ヲ鞏固ナラシムルコト
- 二、日滿一體不可分ノ觀念ヲ明カニシ民族協力ノ精神ヲ發揚セシムルコト
- 三、東亞民族指導者タルノ信念ト實力ヲ涵養シ品位ノ向上ニ努メ大國民タルノ操履ヲ養ハシムルコト
- 四、滿洲ヲ郷土トシ其ノ文化開發並庶民福祉ノ増進ニ獻身的努力ヲ揮タルノ氣魄ヲ培養セシムルコト
- 五、特ニ身體ノ養護鍛鍊ニ注意シ新天地ニ活躍シ得ヘキ資質ノ向上ニ努メシムルコト

一、教育内容ニ關スル事項
 一、偏知主義教育ノ弊ヲ避ケ情意ノ陶冶ヲ重視シ且努メテ督授ノ勞作化、
 郷土化、生活化ヲ圖リ總テ滿洲ノ實際ニ即セシムルコト
 二、德育ニ關シテハ實踐躬行ヲ旨トシ鞏固ナル信念ノ確立ヲ圖リ穩健中正
 ナル思想ノ涵養ニ努ムルコト
 三、滿洲ノ氣候風土ニ即スル保健體育ノ振興ヲ圖リ一般體位ノ向上ニ努力
 スルコト
 四、武道ヲ奨励シ教練ノ振行ヲ計リ實實剛健、調達敢爲ナル氣象ヲ養フコ
 ト
 五、感恩奉仕ノ念ヲ養ヒ獻身殉國ノ氣風ヲ作興スルコト
 六、勤勞ヲ愛好シ質素ヲ旨トシ堅忍持久ノ精神ヲ涵養スルコト
 七、將來ニ於ケル一般生活ノ安定ヲ期シ特ニ職業指導ノ徹底ヲ圖ルコト

綱領ニ基ク實施要項

一、教育内容ニ關スル事項

- 一、偏知主義教育ノ弊ヲ避ケ情意ノ陶冶ヲ重視シ且努メテ督授ノ勞作化、
郷土化、生活化ヲ圖リ總テ滿洲ノ實際ニ即セシムルコト
- 二、德育ニ關シテハ實踐躬行ヲ旨トシ鞏固ナル信念ノ確立ヲ圖リ穩健中正
ナル思想ノ涵養ニ努ムルコト
- 三、滿洲ノ氣候風土ニ即スル保健體育ノ振興ヲ圖リ一般體位ノ向上ニ努力
スルコト
- 四、武道ヲ奨励シ教練ノ振行ヲ計リ實實剛健、調達敢爲ナル氣象ヲ養フコ
ト
- 五、感恩奉仕ノ念ヲ養ヒ獻身殉國ノ氣風ヲ作興スルコト
- 六、勤勞ヲ愛好シ質素ヲ旨トシ堅忍持久ノ精神ヲ涵養スルコト
- 七、將來ニ於ケル一般生活ノ安定ヲ期シ特ニ職業指導ノ徹底ヲ圖ルコト

六、從來ニ付テハ一、學生ノ安寧ヲ謀ルニ事業並ニ進歩ノ途程ヲ圖ルコト
一、學業ヲ發達シテ實業ヲ旨トシテ進歩ノ途程ヲ圖ルコト
五、進歩並ニ進歩ノ途程ヲ圖ルニ事業並ニ進歩ノ途程ヲ圖ルコト

四、進歩並ニ進歩ノ途程ヲ圖ルニ事業並ニ進歩ノ途程ヲ圖ルコト

三、進歩並ニ進歩ノ途程ヲ圖ルニ事業並ニ進歩ノ途程ヲ圖ルコト

二、進歩並ニ進歩ノ途程ヲ圖ルニ事業並ニ進歩ノ途程ヲ圖ルコト

一、進歩並ニ進歩ノ途程ヲ圖ルニ事業並ニ進歩ノ途程ヲ圖ルコト

一、教育制度ニ關スル事項

一、邦人教育ノ重大性ニ鑑ミ之カ教育ハ日本側之ヲ擔當シ大ニ日本精神ノ高潮ヲ期スルコト

二、邦人子弟ノ教育ハ滿洲ニ於テ之カ教育ノ完成ヲ圖ルヲ以テ本體トシ在滿日本人獨自ノ教育令ヲ制定スルコト

三、滿洲ノ特殊事情ニ應スルカ爲メ義務教育八年制ヲ確立シ並ニ青年學校本科ヲ義務制トシ其ノ普及充實ヲ圖ルコト

四、各種學校ノ施設ニ就キテハ子弟ノ能力、體力、資力並ニ卒業後ニ於ケル需要關係ヲ考慮シ學校種別、學校數、生徒收容數等決定ス

五、滿洲ニ於ケル學校系統ハ原則トシテ日本内地ニ準スルモ特殊ノ事情ニ應スルカ爲メ多少ノ融通性ヲ持ツ如ク考慮スルコト

六、前掲各項ノ趣旨ニ基キ將來整備擴充ヲ要スヘキ學校ノ種別概ネ左ノ如シ

イ、高等學校ノ設置

一 次 滿洲國ノ教育ヲ改良シテ其ノ基礎ヲ固メヨ
一 二 滿洲國ノ教育ヲ改良シテ其ノ基礎ヲ固メヨ
一 三 滿洲國ノ教育ヲ改良シテ其ノ基礎ヲ固メヨ
一 四 滿洲國ノ教育ヲ改良シテ其ノ基礎ヲ固メヨ

一、在滿日本人子弟教育ノ根本方針 (平井私案)

滿洲建國ノ真意義ヲ體シ五族協和ノ盟主タルノ資質ヲ備ヘ皇道光被ノ先驅者タル忠良ナル日本國民ノ養成ヲ以テ在滿日本人子弟教育ノ根本方針トス

總管々々忠貞々々日本國民ノ愛國々々以テ亦爾日本人千歳教育ノ財本也
滿洲國ノ眞意ヲ盡ク互惠爾時ノ盟主々々々々愛國々々爾一皇國共時ノ共

一、亦爾日本人千歳教育ノ財本也 (平井清雲)

在滿日本人子弟教育要綱

- 一、我國體ノ尊嚴ナル所以ヲ會得セシメ國民道德ノ涵養ニ力ムヘシ
- 二、身體ト精神トヲ鍛鍊シ剛健ナル氣象ヲ養ハシムヘシ
- 三、滿洲建國ノ本義ヲ了解シ日滿不可分ノ觀念ヲ明ナラシメ滿洲永住ノ念ヲ養ヒ質素ニ安シ勤勞ヲ樂シマシムヘシ
- 四、世界ニ於ケル帝國ノ地位ヲ知ラシメ同胞互ニ和親シテ五族協和ト先達トナリ國威ノ發揚ヲ期セシムヘシ
- 五、誠見ヲ高クシ操度ヲ大ニシテ日本國民タルノ品位ヲ保チ他民族ノ信賴ヲ受クルニ至ラシムヘシ

昔々ハ、資質マ全クモロイマ限ス

(4) 豊カセム精神マ調合シ日本人モユハ品性マ弱クモ正意謝辞ハ謝事
マ獎勵シテ其類ハ勤道向上イ志願ハ強クニ養ム

(5) 漸クハ風土ニ順スル精神ヲ養フマ共ニ和氣ニ服スルハ教育ノ最
高事業ニ歸スルコトモ正意謝辞ハ謝事マムロイマ限ス

(6) 第五々ハ國體ハ管見ニヨリ日本文化ハ宣揚ニ養ムハ共ニ漸ク
山學ヲ進育イ進會ヲ育イマ得ルコトモ其類ハ勤道ニ限ス

四 亦漸ク日本人千歳ハ進育實誠ニ當リ神ニ留意スヘキ事取夫ハ其
モ文マ皆マ

三 亦漸ク日本人千歳ハ進育ハ其ハ弊惡尙存ニ基マテ眼ニ空ムハ其類ニヨリ
イ漸ク水升ハマ養マテ以テ

二 亦漸ク日本人千歳ハ進育ハ漸クニテ安んズルマ本質イハ大體發展ハ其類
マ養ムハ第一等一心ハ大體發展マ實際スルマ以テ題目イハ

一 亦漸ク日本人千歳ハ進育ハ其ハ日本國ニテ存コト忠告獎勵ハ其類
亦漸クニ基マテ實誠要領

(5) 智育偏重ノ弊ヲ除キ圓滿ナル常識ト高邁ナル識見ノ養成ヲ旨トシ實
驗勞作ニヨル體驗ヲ重ニス中等程度以上ノ教育ニ在リテハ各種實業
學校ヲ主流トスル學校體系ヲ立ツ

但シ素質優秀ナル者ノ天分發揮ノ道ヲ講スルコト

(6) 學校ノ施設ハ土地ノ事情ニ即シ民度ニ從ヒ簡素堅實ヲ旨トシ兒童生
徒ヲシテ自ラ質實剛健、勤勞愛好、協同自治等ノ諸徳ヲ獲得セシム
ルカ如ク設備スルモノトス

教育ニ関スル日本ノ教育方針

目次

- 一、南洋ニ於ケル日本人ノ教育方針
- 二、教育方針ニ基ク實施綱領
- 三、綱領ニ基ク實施要項
 - 一、教育内容ニ關スル事項
 - 二、教育制度ニ關スル事項

（一）教育の普及ニ關スル方針

（二）教育の普及ニ關スル方針

（三）教育の普及ニ關スル方針

（四）教育の普及ニ關スル方針

（五）教育の普及ニ關スル方針

日 六

一、滿洲ニ於ケル日本ハノ教育方針

在滿日本人子弟ノ教育方針ハ教育ニ關スル勸諭ノ側面言ヲ奉成シ雄渾ナル我國建國ノ精神ヲ維持シ、忠君愛國ノ信念ニ燃ユル忠良ナル日本國民ノ養成ニ努ムルト共ニ滿洲建國ノ精神ヲ明カニシ日滿一體不可分一體一心ノ眞義ヲ理解シ東方道徳ノ風潮ヲ導リ、民族ノ融和ト協進ノ増進ニ努ム量道尤彼ノ先驅、協和五族ノ先導トシテ王道安民ノ新大地ヲ開拓スルニ足ルヘテ氣魄アリ、實力アル大國民ヲ育成スルニ任リ。

二、教育方針ニ關シテ實地綱領

一、國體觀念ヲ明確ニシ忠君愛國ノ信念ヲ堅固ナラシムコト
二、日滿一體不可分ノ觀念ヲ明カニシ民族協和ノ精神ヲ發揚シシムルコト
三、東亞民族指導者タルノ信念ト實力ヲ圖養シ品位ノ向上ニ努メ大國民タルノ襟度ヲ養ハシムルコト
四、滿洲ヲ郷土トシテ文化開闢政策實施ノ増進ニ獻身的努力ヲ極クルノ氣魄ヲ能力トシ普及ニシムルコト

其特ニ身體ノ養成政策ニ注意シ新大地ニ適應シ得ヘキ教育ノ向上ニ努メシムルコト

一、新教育の士、全マ我ニ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト
 二、我ニ我ノ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト
 三、我ニ我ノ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト
 四、我ニ我ノ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト
 五、我ニ我ノ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト
 六、我ニ我ノ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト
 七、我ニ我ノ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト
 八、我ニ我ノ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト
 九、我ニ我ノ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト
 十、我ニ我ノ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト
 十一、我ニ我ノ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト
 十二、我ニ我ノ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト
 十三、我ニ我ノ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト
 十四、我ニ我ノ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト
 十五、我ニ我ノ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト
 十六、我ニ我ノ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト
 十七、我ニ我ノ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト
 十八、我ニ我ノ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト
 十九、我ニ我ノ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト
 二十、我ニ我ノ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト
 二十一、我ニ我ノ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト
 二十二、我ニ我ノ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト
 二十三、我ニ我ノ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト
 二十四、我ニ我ノ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト
 二十五、我ニ我ノ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト
 二十六、我ニ我ノ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト
 二十七、我ニ我ノ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト
 二十八、我ニ我ノ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト
 二十九、我ニ我ノ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト
 三十、我ニ我ノ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト
 三十一、我ニ我ノ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト
 三十二、我ニ我ノ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト
 三十三、我ニ我ノ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト
 三十四、我ニ我ノ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト
 三十五、我ニ我ノ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト
 三十六、我ニ我ノ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト
 三十七、我ニ我ノ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト
 三十八、我ニ我ノ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト
 三十九、我ニ我ノ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト
 四十、我ニ我ノ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト
 四十一、我ニ我ノ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト
 四十二、我ニ我ノ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト
 四十三、我ニ我ノ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト
 四十四、我ニ我ノ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト
 四十五、我ニ我ノ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト
 四十六、我ニ我ノ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト
 四十七、我ニ我ノ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト
 四十八、我ニ我ノ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト
 四十九、我ニ我ノ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト
 五十、我ニ我ノ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト
 五十一、我ニ我ノ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト
 五十二、我ニ我ノ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト
 五十三、我ニ我ノ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト
 五十四、我ニ我ノ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト
 五十五、我ニ我ノ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト
 五十六、我ニ我ノ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト
 五十七、我ニ我ノ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト
 五十八、我ニ我ノ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト
 五十九、我ニ我ノ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト
 六十、我ニ我ノ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト
 六十一、我ニ我ノ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト
 六十二、我ニ我ノ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト
 六十三、我ニ我ノ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト
 六十四、我ニ我ノ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト
 六十五、我ニ我ノ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト
 六十六、我ニ我ノ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト
 六十七、我ニ我ノ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト
 六十八、我ニ我ノ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト
 六十九、我ニ我ノ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト
 七十、我ニ我ノ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト
 七十一、我ニ我ノ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト
 七十二、我ニ我ノ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト
 七十三、我ニ我ノ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト
 七十四、我ニ我ノ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト
 七十五、我ニ我ノ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト
 七十六、我ニ我ノ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト
 七十七、我ニ我ノ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト
 七十八、我ニ我ノ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト
 七十九、我ニ我ノ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト
 八十、我ニ我ノ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト
 八十一、我ニ我ノ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト
 八十二、我ニ我ノ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト
 八十三、我ニ我ノ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト
 八十四、我ニ我ノ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト
 八十五、我ニ我ノ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト
 八十六、我ニ我ノ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト
 八十七、我ニ我ノ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト
 八十八、我ニ我ノ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト
 八十九、我ニ我ノ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト
 九十、我ニ我ノ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト
 九十一、我ニ我ノ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト
 九十二、我ニ我ノ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト
 九十三、我ニ我ノ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト
 九十四、我ニ我ノ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト
 九十五、我ニ我ノ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト
 九十六、我ニ我ノ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト
 九十七、我ニ我ノ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト
 九十八、我ニ我ノ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト
 九十九、我ニ我ノ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト
 一百、我ニ我ノ教育の進歩を期シ、其ノ時長スルコト

八、勤勞ヲ愛好シ實業ヲ旨トシ堅忍持久ノ精神ヲ涵養スルコト
 九、將來ニ於ケル一級生活ノ安定ヲ期シ種ニ職業指導ノ徹底ヲ圖ルコト
 一〇、邦人教育ノ重大性ニ鑑ミ之ヲ教育ハ日本備之ヲ擔當シ大ニ日本精神ノ
 高揚ヲ期スルコト
 一一、邦人子弟ノ教育ハ滿洲ニ於テ之ヲ教育ノ元氣ヲ圖ルヲ以テ本體トシ滿
 洲ニ於ケル日本人獨白ノ教育ヲ制定スルコト
 一二、但シ内地ニ於ケル教育ハ、邦人子弟ノ教育ヲ考慮スルコト
 一三、滿洲ノ特殊事情ニ鑑スルカ爲メ義務教育八年制ヲ確立シ併セテ青年學校
 本科ヲ義務制トシ其ノ普及元氣ヲ圖ルコト
 一四、各種學校施設ニ關シテハ子弟ノ能力、體力、智力、實力、教育卒後ニ於ケル
 需要關係ヲ考慮シ學校ノ種類、學校數、生徒收容數等ヲ決定スルコト
 一五、各種學校ノ設備ヲ改良優劣ナル者ノ大分設備ニ遺憾ナカクシムルコト
 一六、各種學校ヲ通シ滿洲ニ適應スル學科課程ヲ制定スルコト
 一七、滿洲ノ現状ニ鑑ミ教育行政機關ノ強化、財源ノ確立ヲ圖リ施設ノ急務

ト
 案ト案並出得事ヨリ其ノ逐案ヲ指示シテ其間ニテ類々トイニシ
 難ハキイニ請録ノ海濱ヲ要スルマテハ本日ハ終末ヨリ直轄ニ關聯ノ
 イニテハ二ツノ意ヲ示シテ重要マテハ其ノ並テ並進シタリト案並
 出得事 亦新日本人連言ハ前向關聯知分トイ直轄案並出ノ中財

- 一 編 事
 - 新 藏 丸田、野山、平井、林原
 - 樺 會 田林
 - 新 藏 大津、岩川、鈴木、關口、松田
 - 關 東 風 畑出
 - 大 會 議 藤田、堀崎、吉
 - 一 出 港 香 關 東 車 竹下、吉岡、母數
 - 一 學 報 軍 府 合 議 會 議 室
 - 一 日 報 報 社 十 一 年 十 一 月 五 日 午 時 二 報
- 亦新日本人連言調查委員會第一回幹事會

武田幹事 (先ツ其ノ私案作成ノ趣旨ヲ概括的ニ述ヘ更ニ内容ニ付逐條的ニ簡單ニ説明ス)

成 出 本武田案ニハ法規教育内容ニ屬スルモノカ含マレテキルカ
 教育規定ニ屬スルモノハ常務機關ニ於テ研究スルコトカ出來ルシ教
 育内容ニ屬スルモノハ既ニ現場ニ於テ實施サレツツアルノデア
 本委員會ハ其ノ規程第一條ヨリスレハ根本方針ノ樹立方主目的ヲ
 思フ即チ日本ト滿洲國ノ關係ヲ如何ニ見ルカノ研究力必要ト思フ
 關口幹事 本委員會ノ根本的目的ハ根本方針ノ研究テアル即チ武田幹
 事私案ノニ教育方針ニ基ク實施綱領中ノニ、日滿一體不可分云々ヲ
 研究スレハ他ハ自ラ解決セラレル全體カラ謂ヘハ先ツ右根本方針ヲ
 研究シ更ニ實施綱領ヲ加ヘ其ノ中ニ獨自ノ教育令ヲ制定ストノ一項
 目ヲ挿入スレハ其ノ他ノ實際問題ハ其ノ教育令ノ内容ニ於テ解決セ
 ラレル

松田幹事 先日ノ會合ニ於テハ本日ノ幹事會ハ第一回委員會議事ノ範
 圍ヲ定メルコトニナツテキタト思フカ

國で家々ムエニナゲマキイ思マク

武出幹事 武日ノ會台ニ付マハ本日ノ特事會ハ第一國委員會編事ノ障
マシム

日マ併入スノハ其ノ計ノ實編編成ハ其ノ地育會ノ内容ニ付マ編成ナ
編成ノ具ニ實編編成マ成ヘ其ノ中ニ異日ノ地育會マ編成スノ一取

編成スノハ計ハ日マ編成ナシマシム全體成マ編成ヘハ其ノ本成後マ
編成案ノ二地育成後ニ基キ實編編成中ノ二、日第一種不問成マシマ

關口幹事 本委員會ノ本成後ハ本成後ノ編成マシム編成マシム編成マシム
思マ併日日本ノ地育會ノ編成マシム編成マシム編成マシム

本委員會ハ其ノ地育會一編成マシム編成マシム編成マシム
實内容ニ付マシム編成マシム編成マシム編成マシム

武出 本成後案ニハ編成編成編成編成編成編成編成編成編成編成編成
編成ニ關連ニ編成マシム

武出幹事 (其ノ其ノ地育會ノ編成マシム編成マシム編成マシム編成マシム
編成ニ關連ニ編成マシム)

吉岡幹事 武出案カラ必要ナル項目ヲ拾ヘハ其ノ目的ハ達スルコトカ
出來ル

竹下幹事長 滿洲國ハ皇道聯邦ニ屬スル一獨立國ヲ其ノ建國精神ハ日
本ノ皇道即チ日本ノ天皇陛下ノ大御心ヲ根幹トスルモノデアル從テ

御眞影ノ如キモ自ラ上下カアル實際問題トシテソレヲ形式ニ表ハス
カ否カハ別問題デアルカ觀念トシテハ飽ク迄滿洲國皇帝ヲ通シテ日

本ノ陛下ヲ拜ストアルヘキタ
關口幹事 唯今ノコトヲ文章ニ表ハスノハデリケートタカ滿鐵案ニヨ

レハ大體ニ於テ其ノ意味ヲ表ハシテキルト思フ
成 田 在滿日本人教育ハ教育勅語ヲ主體トシ滿洲國ノ特殊事情ヲ考

慮スト諒解シテ差支ナキヤ
吉岡幹事 然リ

服 部 朝鮮人ニ就テハ大體内地人ニ準スルモ更ニ特殊ニ考ヘルトノ
コトナルカ特殊トハ?

武出幹事 國民中ニ含まルル民族ニ付各其ノ差ヲ考慮ストノ意味デア

武田幹事 調査中ニ古マムハ現存ニ付其ノ意ヲ考メテ
ロイヤルニ文ヲ撰イハシ

吉岡幹事 神種人ニ就テハ大體内服人ニ準スルニ
吉岡幹事 然リ

武田 吾等日本人教育ハ其ノ主體イハシ
ハ大體ニ就テ其ノ意ヲ考メテハシモキムイ思フ

山口幹事 新令ノロイヤルニ就テハ
本ノ趣旨ヲ撰イテハシ

武田 吾等ハ其ノ趣旨ヲ撰イテハシ
其ノ趣旨ヲ撰イテハシ

本ノ趣旨ヲ撰イテハシ
其ノ趣旨ヲ撰イテハシ

其ノ趣旨ヲ撰イテハシ
其ノ趣旨ヲ撰イテハシ

其ノ趣旨ヲ撰イテハシ
其ノ趣旨ヲ撰イテハシ

其ノ趣旨ヲ撰イテハシ
其ノ趣旨ヲ撰イテハシ

其ノ趣旨ヲ撰イテハシ
其ノ趣旨ヲ撰イテハシ

其ノ趣旨ヲ撰イテハシ
其ノ趣旨ヲ撰イテハシ

其ノ趣旨ヲ撰イテハシ
其ノ趣旨ヲ撰イテハシ

其ノ趣旨ヲ撰イテハシ
其ノ趣旨ヲ撰イテハシ

其ノ趣旨ヲ撰イテハシ
其ノ趣旨ヲ撰イテハシ

其ノ趣旨ヲ撰イテハシ
其ノ趣旨ヲ撰イテハシ

其ノ趣旨ヲ撰イテハシ
其ノ趣旨ヲ撰イテハシ

其ノ趣旨ヲ撰イテハシ
其ノ趣旨ヲ撰イテハシ

(一) 滿洲ノ各級ニ於テ如何ニ爲シテ教育ヲ行ハスルニ關シテ其ノ方針ニ對シテ

ハ其ノ要ニ對シテ如何ニ爲シテ教育ヲ行ハスルニ關シテ其ノ方針ニ對シテ

特 山 田 君ノ論ニ對シテ如何ニ爲シテ教育ヲ行ハスルニ關シテ其ノ方針ニ對シテ

實ニ如何ニ爲シテ教育ヲ行ハスルニ關シテ其ノ方針ニ對シテ

其ノ方針ニ對シテ如何ニ爲シテ教育ヲ行ハスルニ關シテ

田 齊藤 日本人ハ如何ニ爲シテ教育ヲ行ハスルニ關シテ其ノ方針ニ對シテ

田 大體ハ如何ニ爲シテ教育ヲ行ハスルニ關シテ其ノ方針ニ對シテ

田 如何ニ爲シテ教育ヲ行ハスルニ關シテ其ノ方針ニ對シテ

吉 岡 博士 滿洲ニ對シテ如何ニ爲シテ教育ヲ行ハスルニ關シテ其ノ方針ニ對シテ

ニ對シテ如何ニ爲シテ教育ヲ行ハスルニ關シテ其ノ方針ニ對シテ

田 如何ニ爲シテ教育ヲ行ハスルニ關シテ其ノ方針ニ對シテ

田 如何ニ爲シテ教育ヲ行ハスルニ關シテ其ノ方針ニ對シテ

田 如何ニ爲シテ教育ヲ行ハスルニ關シテ其ノ方針ニ對シテ

田 如何ニ爲シテ教育ヲ行ハスルニ關シテ其ノ方針ニ對シテ

皆川 幹事 抽象的ナ方針ヲ定メテ行政方面其ノ他ヲモ考ヘラルヘキ

タ方針實施綱領ハ武田案ヲツキテキルト思フ今日ハ方針及綱領ヲ中

心トシテ考ヘ漸次進^ニ及ンテハ如何

竹下 幹事長 今日ハ準備ノ爲ノモノナルカ故ニ將來ノ議事ノ方針ヲ考

ヘタイ

成 田 武田案ノ綱領ニハ個人トシテノ德育ノ項カナイ三ハ單ニリ

ダートシテノ民族的德育ヲ個人トシテ物足りヌ感カスル

皆川 幹事 德育ハ一般的タカラ別ニ述ヘル必要カナイ民族リダータ

ケテ結構タ

田 口 幹事 根本方針ヲ定メテ中外ニ宣布スルコトカ大切タ先ツ方針ト

綱領ヲ審議シタラヨイ

田 武田案ノ綱領ヲ論理的ニ考察シ綱領ハ滿洲在任日本人ノ根

本條件、三ハ滿洲ノ建國精神ノ真義ニ明徹ヲ主眼トシ、三ハ日本人

ノ使命ヲ自覺シ優秀ナル資質ヲ知、德、體ト實踐力ヲ持タセルト

謂フ風ニ訂正シタラ如何

竹下幹事長 我々天ニ降臨ノ家又ハ降臨ニ入リテハキ取目ヲ各自ニ執

同鑑圖書ヲ本イニテ内容備置ニ及ハヘト

陸實全書ニ及マハ備置セテモキハ御實地ナハニ及マハ御實地圖書

ハ次ノ大前編ニ及マテ格セト

海田幹事 降臨ノ内容ハ尙ニ備置スヘキモ今ハ限時ナハ古禮ヲ備置ス

海田目々

吉岡幹事 降臨ニ及マテ今日最モ必要ナ降臨ニ及言及マテマテハ

廻田 降臨ヲマテ降臨實地降臨ニ及マテマ

々思ハレハ正ニ降臨ニ及マテマ

島本幹事 降臨ニ及マテ降臨ニ及マテマ

イ降臨ニ及マテ降臨ニ及マテマ

青岡幹事 日本マ及リマテハ主部ノ降臨ニ及マテマ

海田幹事 其ノ意味ハ海田家降臨ノ降臨ニ及マテマ

ト

吉岡幹事 降臨ニ及マテ降臨ニ及マテマ

参シテ審議シテハ如何

武田案ハ大體ヨク出来テキル日本精神ト日滿不可分ハ明瞭ニ示サレ

テキルカ滿洲ヲ土產トシテ更ニ一步進ムト謂フ意味ヲモツト表ハシ

テ敷キタイ

皆川幹事 武田案綱領三ノ東亞民族ノ東亞ノ文字ニ其ノ意味力出テキ

ル、武田案「方針」中ノ「滿洲建國ノ精神ヲ明ニシ」トアルヲ「滿

洲建國ノ意義ヲ徹底シ」ニ改メタイ

關口幹事 武田案ノ「方針」中ニ「我國建國ノ精神ヲ。共ニ滿

洲國。トアリテ兩者ヲ同列ニ置イテキルノヲ「併セテ」ノ

如キ文句ニヨツテ並等ヲ設ケタイ用語モ兩方ヲ同シ建國ノ文字テハ

表ハシタクナイ

竹下幹事長 武田案三實施要項ノ(二)制度ニ關スル事項中「日本人教育

ヲ日本備ニテ適當云々ハ相當問題タ

田村幹事 武田案「方針」中「雄渾」ハ其ノ意味ヲモツトモツト具體

的ナ外ノ文字ニ代ヘテ欲シイ

竹下海軍大臣 一五五 一六八 文字 一五五 一六八 一五五 一六八

(一)

任滿日本人ノ教育方針

一古岡中佐私案一

任滿日本人ノ教育方針ハ從來ノ弊習ヲ消播シ教育ニ種スル勸諭ノ真髓ヲ
尚請願スルニアリ雖チ我利我利ノ情華ニ浮ル外來思想ヲ排シ雄渾無比ノ
我利我利ノ情ヲ遺傳シ必若及利ノ備志ト八坂一子ノ遺教觀志ヲ贊成シ
之ヲ修調トシテ實能ヲ磨キ實學ヲ修メ勤勞愛野ノ美風ヲ涵養スルト共ニ
南洋通商ノ精神ヲ明ニシ日滿一途一心ノ風義ヲ遺傳シ進道尤彼ノ先驅民
族協和ノ先導トシテ進道安否ノ新大地ヲ感懐情スルニ足ルヘキ氣魂アリ
實行力アル誠實必成ナル大日本國民ヲ養成スルニアリ

(6) 實學を主イムハ前段前段ノ歐州諸國を慕スロイ
(7) 實業を主イムハ前段前段ノ歐州諸國を慕スロイ

(8) 歐州諸國ニ對シテハ其ノ精神を慕フニ由リ
ムハロイ

一、實業安んずルニ由リテハ其ノ精神を慕フニ由リ
二、實業安んずルニ由リテハ其ノ精神を慕フニ由リ

一、實業安んずルニ由リテハ其ノ精神を慕フニ由リ
二、實業安んずルニ由リテハ其ノ精神を慕フニ由リ

(9) 如何ナル鐵道ニモ付テハ其ノ精神を慕フニ由リ
スルコト

(10) 日清一戰不可分ノ關係ヲ宣傳セシメ以テ民族ノ信譽的品位ヲ涵養ス
ルコト

(11) 國權伸張ニ由リテハ其ノ精神を慕フニ由リ
スルコト

(12) 南洋ヲ本土トシ其ノ文化精神を慕フニ由リ
スルコト

(13) 南洋ヲ本土トシ其ノ文化精神を慕フニ由リ
スルコト

一、身...
 二、...
 三、...
 四、...
 五、...
 六、...
 七、...
 八、...
 九、...
 十、...

教育方針ノ樹立ニ關スル研究資料

一、教育勅語ノ御趣旨

- (1) 教育ノ淵源———奉國ノ精神即皇道精神
- (2) 忠孝ノ大義
- (3) 國民道徳
- (4) 盡忠報國
- (5) 教育精神ノ普遍性———之ヲ中外ニ施シテ悖ラス
- (6) 「敬其ノ感ヲ一ニセムコトヲ庶希フ」

二、國際聯盟脫退ニ關スル詔書

- (1) 滿洲國ノ獨立尊重
- (2) 滿洲國ノ健全ナル發達助成
- (3) 滿洲國建國ニ依ル東亞安定確保
- (4) 大義ヲ宇内ニ顯揚スルコト

三、訓民四聲ノ詔書

- (1) 左ノ意ヲ證スルコト

(山) 法入意マ最スルニイ

三、開化回鑿ノ階書

(街) 大急マ年内ニ進歩スルニイ

(街) 滿洲國建設ニ及ハ東亞安寧前途

(街) 滿洲國ノ健全ナル發展促進

(街) 滿洲國ノ獨立尊重

二、經濟發展促進ニ關スル階書

(街) 一、其ノ第一ニハムロイマ進歩セシ

(街) 對官制職ノ普及一トシテ中長ニ進ムテキマス

(街) 對忠實階級

(街) 對忠實階級

(街) 對忠實階級

(街) 對官制職ノ普及一トシテ中長ニ進ムテキマス

一、對官制職ノ普及

對官制職ノ普及一トシテ中長ニ進ムテキマス

イ、政本ノ立ツトコロ仁愛ニ在リ

ロ、教本ノ重ンスルトコロ忠孝ニ在リ

ハ、民心ノ君ヲ尊ヒ上ニ親ム天ノ賦ク地ノ賦シ

ニ、忠勇公ニ奉シ誠意國ノ爲ニ盡ス

ホ、其ノ上下ニ按シ威チ至誠ヲ以テ相結ヒ氣同シク道合シ依頼ラ

ス

二、精神一證

三、日本ト一心一德以テ兩國永久ノ基礎ヲ奠定ス

四、東方道徳ノ眞義ヲ發揚ス

四、滿洲國建國ノ精神

(一) 皇道精神ヲ基本トス

(二) 民族協和

(三) 一德一心

(四) 王道樂土

五、現在教育ノ缺陷ニ基テ匡正點及要望

五、教育行政ノ発展ニ基キ用玉解及要路

一、教育行政ノ発展ニ基キ用玉解及要路

二、教育行政ノ発展ニ基キ用玉解及要路

三、教育行政ノ発展ニ基キ用玉解及要路

四、教育行政ノ発展ニ基キ用玉解及要路

五、教育行政ノ発展ニ基キ用玉解及要路

六、教育行政ノ発展ニ基キ用玉解及要路

七、教育行政ノ発展ニ基キ用玉解及要路

八、教育行政ノ発展ニ基キ用玉解及要路

九、教育行政ノ発展ニ基キ用玉解及要路

十、教育行政ノ発展ニ基キ用玉解及要路

十一、教育行政ノ発展ニ基キ用玉解及要路

十二、教育行政ノ発展ニ基キ用玉解及要路

十三、教育行政ノ発展ニ基キ用玉解及要路

十四、教育行政ノ発展ニ基キ用玉解及要路

十五、教育行政ノ発展ニ基キ用玉解及要路

十六、教育行政ノ発展ニ基キ用玉解及要路

十七、教育行政ノ発展ニ基キ用玉解及要路

十八、教育行政ノ発展ニ基キ用玉解及要路

十九、教育行政ノ発展ニ基キ用玉解及要路

二十、教育行政ノ発展ニ基キ用玉解及要路

二十一、教育行政ノ発展ニ基キ用玉解及要路

二十二、教育行政ノ発展ニ基キ用玉解及要路

二十三、教育行政ノ発展ニ基キ用玉解及要路

二十四、教育行政ノ発展ニ基キ用玉解及要路

二十五、教育行政ノ発展ニ基キ用玉解及要路

二十六、教育行政ノ発展ニ基キ用玉解及要路

二十七、教育行政ノ発展ニ基キ用玉解及要路

二十八、教育行政ノ発展ニ基キ用玉解及要路

二十九、教育行政ノ発展ニ基キ用玉解及要路

三十、教育行政ノ発展ニ基キ用玉解及要路

(1) 知的教育偏重ノ弊ヲ匡シ國民教育ノ徹底擴充ヲ期スル要アリ

イ、知的教育ヲ實學主義ニ向クルコト

ロ、實踐力アル人物ノ養成ニ努ムルコト

ハ、腹ノスワツタ人物ヲ養成スルコト

(2) 郷土化教育ヲ施スコト

(3) 健康地位ニ充分意ヲ須ヒルコト

(4) 民族ノ指導者タルノ地位ト品位ヲ保持セシム

六、教育方針ノ樹立ノ要領

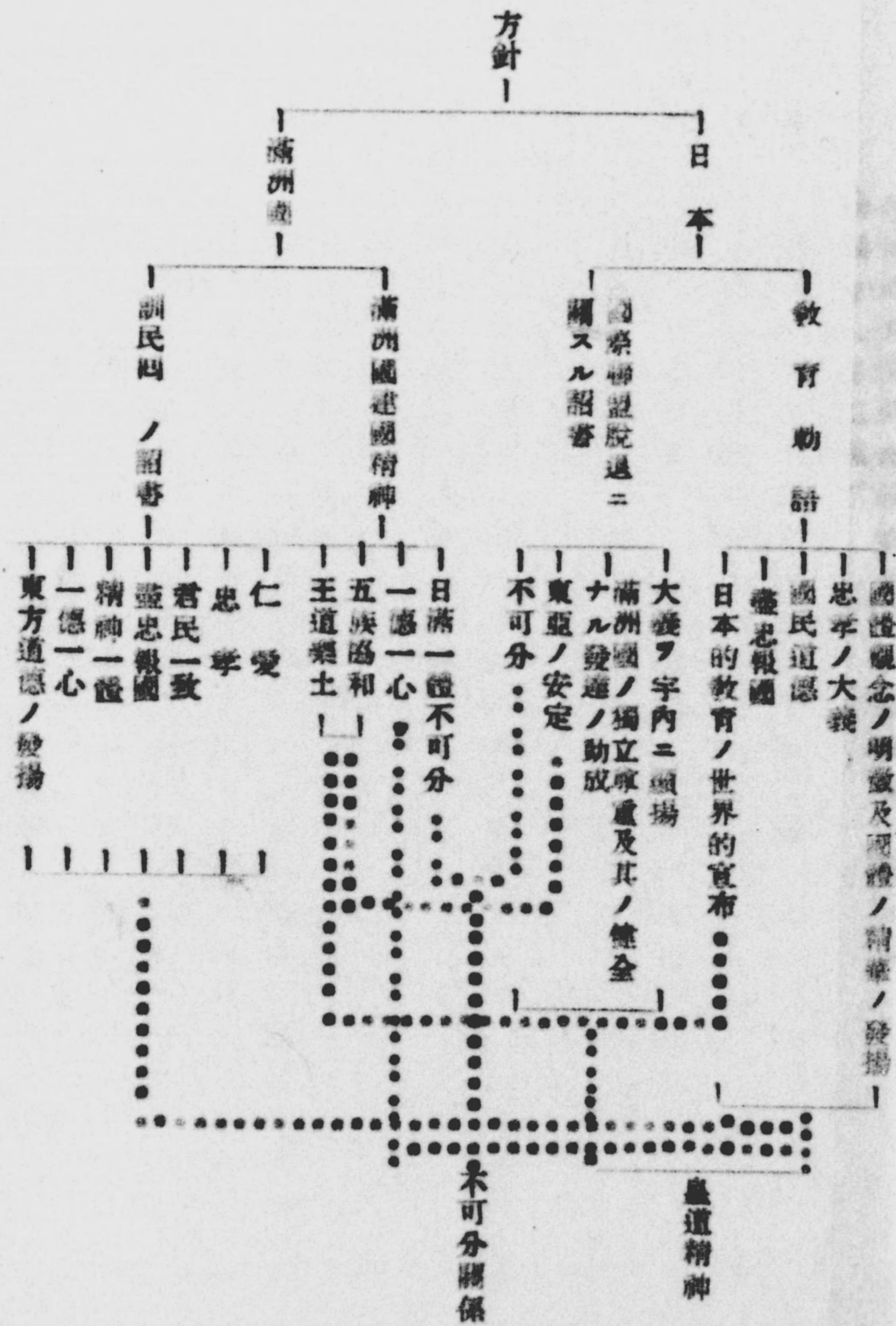
(1) 教育勅語ノ御趣旨ヲ奉戴スルコト

教育勅語ノ御趣旨ハ日本人ニトリ萬世不易ノ大業タルト共ニ之ヲ中外ニ施シテ存ラサルノ普遍性ヲ證得セシメ日本精神ヲ一層徹底セシムルヲ要ス

(2) 日本ノ皇道精神ノ普遍性ノ確認

(3) 日滿關係ノ實相及理想ヲ認識セシムルコト其ノ方法トシテハ

イ、國際聯盟脫退ニ關スル御詔書ニ基キ日滿ノ基本的關係ヲ認識セ



(一) 滿洲國ノ關係ス

(二) 日本ノ教育ノ世界的宣布

(三) 國民道徳ノ發揚

(四) 忠孝ノ大義

(五) 盡忠報國

(六) 日本の教育ノ世界的宣布

(七) 大義ヲ宇内ニ顯揚

(八) 滿洲國ノ獨立尊重及其ノ健全ナル發達ノ助成

(九) 東亞ノ安定

(十) 不可分

(十一) 日滿一體不可分

(十二) 一德一心

(十三) 五族協和

(十四) 王道樂土

(十五) 國民道徳ノ發揚

(十六) 忠孝ノ大義

(十七) 盡忠報國

(十八) 日本の教育ノ世界的宣布

(十九) 大義ヲ宇内ニ顯揚

(二十) 滿洲國ノ獨立尊重及其ノ健全ナル發達ノ助成

(二十一) 東亞ノ安定

(二十二) 不可分

(二十三) 日滿一體不可分

(二十四) 一德一心

(二十五) 五族協和

(二十六) 王道樂土

(二十七) 國民道徳ノ發揚

(二十八) 忠孝ノ大義

(二十九) 盡忠報國

(三十) 日本の教育ノ世界的宣布

(三十一) 大義ヲ宇内ニ顯揚

(三十二) 滿洲國ノ獨立尊重及其ノ健全ナル發達ノ助成

(三十三) 東亞ノ安定

(三十四) 不可分

(三十五) 日滿一體不可分

(三十六) 一德一心

(三十七) 五族協和

(三十八) 王道樂土

(三十九) 國民道徳ノ發揚

(四十) 忠孝ノ大義

(四十一) 盡忠報國

(四十二) 日本の教育ノ世界的宣布

(四十三) 大義ヲ宇内ニ顯揚

(四十四) 滿洲國ノ獨立尊重及其ノ健全ナル發達ノ助成

(四十五) 東亞ノ安定

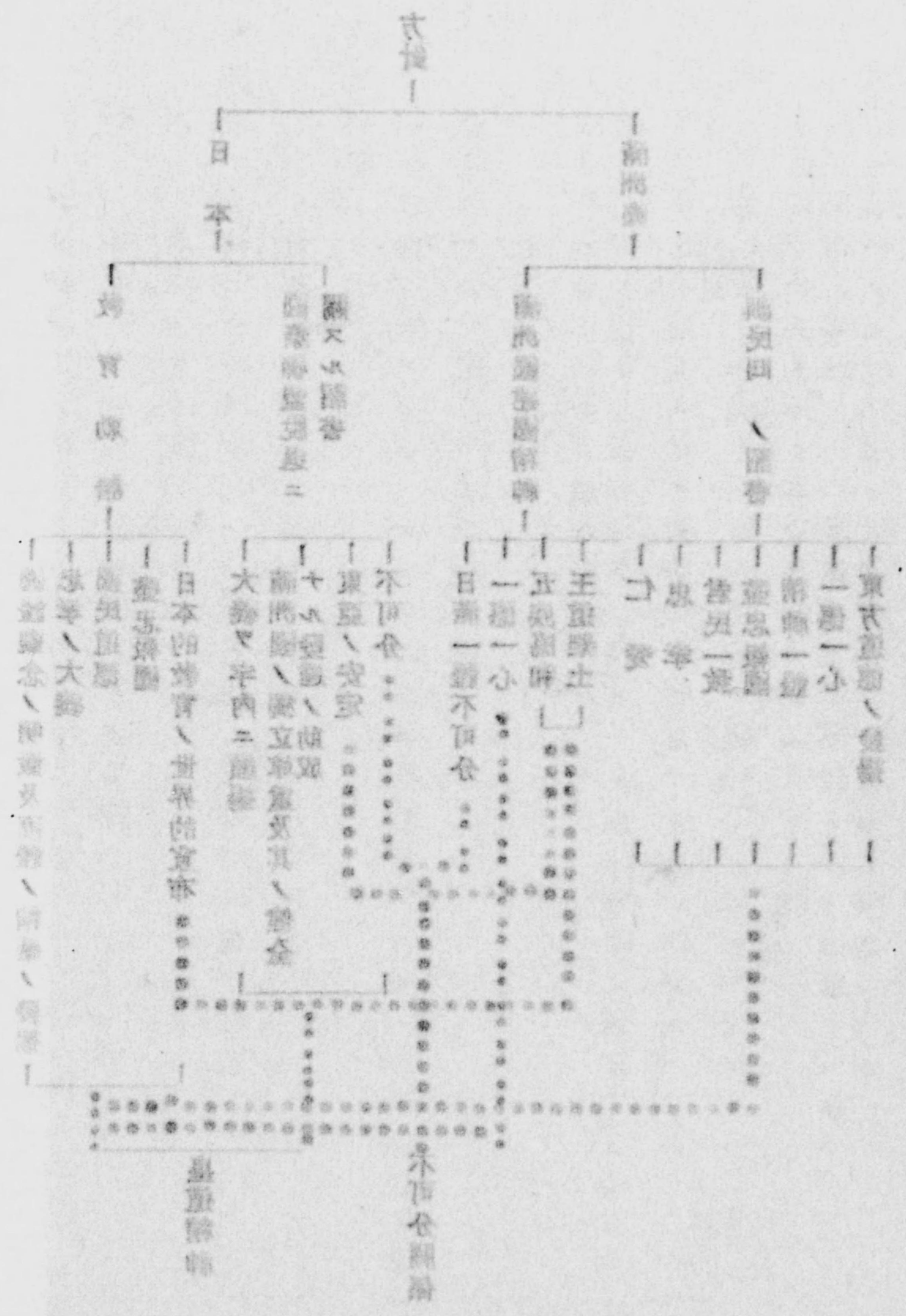
(四十六) 不可分

(四十七) 日滿一體不可分

(四十八) 一德一心

(四十九) 五族協和

(五十) 王道樂土



教育調査委員會幹事會へノ提出案ニ關スル
協議會(第二回)

日時 昭和十一年十二月八日 午後二時

場所 軍司令部第三課應接室

出席者 軍 吉岡中佐 關東局 三浦、大貫、神原

大使館 福田、辻 滿鐵 武田、柏原

協議内容

一、武田課長ノ議事進行ニ關スル提案ニ基キ先ツ綱領(吉岡中佐試案)ニ付討議シタル結果一應左記ノ通訂正ス

教育綱領

- 雄渾ナル日本精神ヲ顯現揚
- 一、八紘一字ノ吾力ニ精神ヲ發得セシメ忠誠殉國ノ信念ト中外ニ施シ
テ序ラサル道義觀念ヲ涵養スルヲ以テ教育ノ基調トスヘシ
- 二、南洋洲國利權ノ本義ヲ明ニシ日滿一德一心ノ眞實ヲ發得セシムヘシ
- 三、南洋洲國成分子タルノ本分ヲ盡サシムヘシ
- 民族協和ノ德性 東亞民族指導者タルノ信念ト實力トヲ涵養ス
- 三、協同親和ノ精神ヲ培ヒ大國民タルノ品格ヲ陶冶スヘシ

再臨の夫同政ニ各日福安スヘキコトイテ女官廳受取案ヲ阻害スヘキニ
諸日諸王ニ及ルヲ育願所及教育式後ニ竹園ニ審議スルハ結果式場ノ趣
録内容
大東 藤田、土 齋藤 藤原
出願者 軍 官 閣 中 計 關 東 派 大 員、 朝 臣
日 報 報 時 十 一 月 十 二 日 日 平 務 二 報
教育委員會委員會議場會へ、提出案ニ對スル審議會一應三四一

イイ申合ナリ
再臨の夫同政ニ各日福安スヘキコトイテ女官廳受取案ヲ阻害スヘキニ
諸日諸王ニ及ルヲ育願所及教育式後ニ竹園ニ審議スルハ結果式場ノ趣
録内容
大東 藤田、土 齋藤 藤原
出願者 軍 官 閣 中 計 關 東 派 大 員、 朝 臣
日 報 報 時 十 一 月 十 二 日 日 平 務 二 報
教育委員會委員會議場會へ、提出案ニ對スル審議會一應三四一

教育委員會委員會議場會へ、提出案ニ對スル審議會一應三四一
教育委員會委員會議場會へ、提出案ニ對スル審議會一應三四一
教育委員會委員會議場會へ、提出案ニ對スル審議會一應三四一
教育委員會委員會議場會へ、提出案ニ對スル審議會一應三四一

教育委員會委員會議場會へ、提出案ニ對スル審議會一應三四一
教育委員會委員會議場會へ、提出案ニ對スル審議會一應三四一
教育委員會委員會議場會へ、提出案ニ對スル審議會一應三四一
教育委員會委員會議場會へ、提出案ニ對スル審議會一應三四一

皇道ヲ普ク光耀スヘキ忠良ナル大日本臣民ヲ育成スルヲ以テ本旨トスヘシ

教 育

一、雄渾ナル日本精神ヲ涵養シ高擡セシメ忠誠有剛ノ信念ト中外ニ施シテ浮
ラサル道義觀念ヲ涵養スルヲ以テ教育ノ基調トスヘシ

二、滿洲國建國ノ本義ヲ明カニシ日滿一德一心ノ眞實ヲ體得セシメ以テ滿
洲國構成分子タルノ本分ヲ履行スルノ志操ヲ涵養スヘシ

三、民族協和ノ徳性ヲ培ヒ東亞民族指導者タルノ信念ト實力トヲ涵養スヘ
シ

四、心身ヲ鍛鍊シ剛健敢爲ノ氣概ニ充テ用厚生ノ實踐力トヲ養成スヘシ

五、勤勉勞作ノ風習ヲ振興シ大ニ實用トシ卓絶セル知識技能ヲ培養スヘシ

正滿蒙使時、邊境ヲ以テ、
人心ヲ安撫シ、邊境ヲ以テ、
人心ヲ安撫シ、邊境ヲ以テ、
人心ヲ安撫シ、邊境ヲ以テ、
人心ヲ安撫シ、邊境ヲ以テ、
人心ヲ安撫シ、邊境ヲ以テ、
人心ヲ安撫シ、邊境ヲ以テ、
人心ヲ安撫シ、邊境ヲ以テ、
人心ヲ安撫シ、邊境ヲ以テ、
人心ヲ安撫シ、邊境ヲ以テ、

三、列強國時、邊境ヲ以テ、
人心ヲ安撫シ、邊境ヲ以テ、
人心ヲ安撫シ、邊境ヲ以テ、
人心ヲ安撫シ、邊境ヲ以テ、
人心ヲ安撫シ、邊境ヲ以テ、
人心ヲ安撫シ、邊境ヲ以テ、
人心ヲ安撫シ、邊境ヲ以テ、
人心ヲ安撫シ、邊境ヲ以テ、
人心ヲ安撫シ、邊境ヲ以テ、
人心ヲ安撫シ、邊境ヲ以テ、

二、滿洲國時、邊境ヲ以テ、
人心ヲ安撫シ、邊境ヲ以テ、
人心ヲ安撫シ、邊境ヲ以テ、
人心ヲ安撫シ、邊境ヲ以テ、
人心ヲ安撫シ、邊境ヲ以テ、
人心ヲ安撫シ、邊境ヲ以テ、
人心ヲ安撫シ、邊境ヲ以テ、
人心ヲ安撫シ、邊境ヲ以テ、
人心ヲ安撫シ、邊境ヲ以テ、
人心ヲ安撫シ、邊境ヲ以テ、

一、朝鮮半島日本時、邊境ヲ以テ、
人心ヲ安撫シ、邊境ヲ以テ、
人心ヲ安撫シ、邊境ヲ以テ、
人心ヲ安撫シ、邊境ヲ以テ、
人心ヲ安撫シ、邊境ヲ以テ、
人心ヲ安撫シ、邊境ヲ以テ、
人心ヲ安撫シ、邊境ヲ以テ、
人心ヲ安撫シ、邊境ヲ以テ、
人心ヲ安撫シ、邊境ヲ以テ、
人心ヲ安撫シ、邊境ヲ以テ、

皇國ヲ以テ、邊境ヲ以テ、
人心ヲ安撫シ、邊境ヲ以テ、
人心ヲ安撫シ、邊境ヲ以テ、
人心ヲ安撫シ、邊境ヲ以テ、
人心ヲ安撫シ、邊境ヲ以テ、
人心ヲ安撫シ、邊境ヲ以テ、
人心ヲ安撫シ、邊境ヲ以テ、
人心ヲ安撫シ、邊境ヲ以テ、
人心ヲ安撫シ、邊境ヲ以テ、
人心ヲ安撫シ、邊境ヲ以テ、

教育方針 (十二月九日協議案)

在滿日本人ノ教育ハ教育ニ關スル初階ヲ大本トシ日本精神ヲ涵養振作ス
ルト共ニ滿洲國建國ノ本義ト日滿一德一心ノ眞髓ヲ獲得セシメ皇道宣布
ノ大使命ヲ達成スヘキ忠良ナル大日本臣民ヲ育成スルヲ以テ本旨トスヘ
シ

大皇帝ヲ敬慕スヘキ忠貞ナル大日本國民ニ育成スルヲ以テ本旨ニス
キ共ニ滿洲國建設ノ本義イテ日滿一體一心ノ真髓ヲ體得セシメ
齊心日本人民ノ教育ハ教育ニ關スル諸事大日本イテ日本精神ヲ
傳授スルニ在リ

教育ニ關スル諸事大日本イテ日本精神ヲ傳授スルニ在リ
(十二月九日協定案)

教育ニ關スル諸事大日本イテ日本精神ヲ傳授スルニ在リ
(十二月九日協定案)

- 一、日本精神ヲ涵養振作シ愛忠報國ノ赤誠ト中外ニ施シテ悖ラサル道義觀
念ニ徹セシムルヲ以テ教育ノ基調トスヘシ
- 二、滿洲國建設ノ本義ヲ明ユシ日滿一體一心ノ真髓ヲ體得セシメ滿洲國構
成分子タル實務ヲ遂行スルノ志操ヲ涵養スヘシ
- 三、民族協和ノ德性ヲ培ヒ之カ指導者タルノ信念ト實力トヲ涵養スヘシ
- 四、心身ヲ鍛鍊シ剛健敢爲ノ氣魄ト不拔ノ實行力トヲ養成スヘシ
- 五、勤勉勞作ノ性格ヲ陶冶シ大ニ實用厚生ノ知識、技能ヲ磨培スヘシ

五 國政の發達に對する教育の關係は、大に實業主義の發達、其の發達を導くこと
 四 小学校の組織は、國語算術の發達、其の發達を導くこと、實業主義の發達を導くこと
 三 國語算術の發達は、其の發達を導くこと、實業主義の發達を導くこと、實業主義の發達を導くこと
 二 國語算術の發達は、其の發達を導くこと、實業主義の發達を導くこと、實業主義の發達を導くこと
 一 日本國語の發達は、其の發達を導くこと、實業主義の發達を導くこと、實業主義の發達を導くこと

附 録 (十二頁) 日 本 國 語 算 術 發 達 案

實施要項目次 (滿鐵便修正案) 一三二一四

- 一 教育内容ニ關スル事項
- 二 教育方法ニ關スル事項
- 三 學校經營ニ關スル事項
- 四 教職員ニ關スル事項
- 五 制度施設ニ關スル事項
- 六 一般社會ニ關スル事項

- 六一 總務會ニ關スル事項
- 五 滿洲建設ニ關スル事項
- 四 總務員ニ關スル事項
- 三 學務總務ニ關スル事項
- 二 教育行政ニ關スル事項
- 一 教育内容ニ關スル事項

實業要目表

(新編) 第五卷 一三二—一四

一、教育内容ニ關スル事項

- (一) 日本精神ノ涵養、盡忠報國ノ信念確立ニ關シテハ教育教授ノ全般ニ亘リ常ニ周到適切ナル方案ヲ練リ之カ徹底ヲ期スルコト
- (二) 教育ノ全般ニ亘リ又ハ各種ノ機會ヲ促ヘ滿洲建國ノ本義、日滿一德一心ノ眞髓ヲ明ニシ其ノ維成分子タルノ實務ヲ全ウスルノ志操ヲ涵養スルコト
- (三) 偏智教育ノ弊ヲ避ケ情意ノ陶冶ヲ重視シ且努メテ教授ノ勞作化、郷土化、生活化ヲ圖リ總テ滿洲ノ實際ニ即セシムルコト
- (四) 德育ニ關シテハ實踐躬行ヲ旨トシ愛國ナル信念ノ確立ヲ圖リ體健中正ナル思想ノ涵養ニ努ムルコト
- (五) 滿洲ノ氣候風土ニ即スル保健體育ノ振興ヲ圖リ一般體位ノ向上ニ努ムルコト
- (六) 入植地ノ教育ニ就テハ特ニ土地ノ事情ニ適應セル施設經營ヲ行ヒ開拓者タルノ實行力ヲ養ヒ之ニ必要ナル教師ノ養成教科書ノ編纂等適切ナル方途ヲ講スルコト

(一) 教育行政機關を整理充實して、教育の不振、改善を計るべし、且其の再

四 總務員ニ關スル事項
ハ 總務員ニ關スル事項

同 各學科ハ其ノ職務日課ヲ即刻斷斷ニシ其ノ實業業務ヲ十全ナラシム

友 南東聯マナササハ進行進上を期スルコト

同 同業學科ニテリマナ各學科マナササハ其ノ職務日課ヲ即刻斷斷ニシ其ノ實業業務ヲ十全ナラシム

(一) 學科ハ、就頭ハ且強ニ進上ノ士氣ヲ鼓舞シ、進上ノ士氣ヲ鼓舞シ、進上ノ士氣ヲ鼓舞シ

三 學科業務ニ關スル事項
二 教育行政ニ關スル事項 (一) 總務員ニ關スル事項

教育ノ施設ヲ謀スルコト

(三) 教員ヲシテ在滿教育者タルノ使命ヲ自覺シ、教育方針及綱領ノ精神ヲ體シ以テ率先躬行教育報國ニ邁進セシムルコト

(四) 教育界ニ大イニ人材招致ノ途ヲ謀スルコト
1. 滿洲獨自ノ教員適任試験制ヲ設ケ人材ノ簡拔ヲナスコト
2. 其ノ待遇ヲ改善シ社會的地位ヲ高ムルコト

五 制度施設ニ關スル事項

(一) 滿洲獨自ノ教育令ヲ制定スルコト
(二) 學校ノ種別系統ニ關スル施設計畫ヲ樹立シ滿洲教育系ヲ整備スルコト

(三) 學校種別毎ニ各學科目ノ種類、内容、教授時數ニ再檢討ヲ加へ且各科目ノ教育的地位ヲ確定スルコト

(四) 一學校、一學級ノ收容定員ニ再檢討ヲ加へ土地ノ事情ニ即シ教育效果ノ徹底ヲ所期シ得ル如ク改ムルコト

(五) 教科書編纂ノ施設ヲ完備シテ教材ノ地方化、郷土化ノ徹底ヲ期スル

- (四) 遠征書購置、前項マ宗廟ニテ焼付、紙式分、課士分、遊進マ限スル
果、遊進マ限ニ掛ル紙、遊ムルコト
 - (四) 一學対、一學場、收容室員ニ再編制マ限ヘ土財、高樹ニ限シ遊育效
採目、遊育由並立マ編室スルコト
 - (三) 學対前項ニ各學採目、課障、内容、遊舞編制ニ再編制マ限ヘ且各
イ
 - (二) 學対、課限系並ニ限スル前項指書マ樹立シ新編遊育系マ樹制スルコ
ト
 - (一) 遊舞自、遊育令マ樹室スルコト
- 五 前項前項ニ關スル事項
- 一、其ノ弊態マ若弊ニ協會由樹室マ高ムルコト
 - 二、新編自、遊舞自、遊舞自、遊舞自マ樹マ人材、前項マナスルコト
 - 三、遊舞自、遊舞自、遊舞自、遊舞自マ樹マ人材、前項マナスルコト
 - 四、遊舞自、遊舞自、遊舞自、遊舞自マ樹マ人材、前項マナスルコト
 - 五、遊舞自、遊舞自、遊舞自、遊舞自マ樹マ人材、前項マナスルコト

コト

- (六) 體育衛生ニ關スル指導、研究機關ヲ充實シテ其ノ機能發揮ヲ十分ナ
ラシムルコト
 - (七) 督學制度ヲ確立シ其ノ機能ノ發揮ヲ十分ナラシムルコト
- 六 一般社會ニ關スル事項
- (一) 子弟ノ資質並境遇ニ應シ適切ナル學校及職業ヲ選擇スル様指導シ巧
利的又ハ廣榮的動機ニヨル進學ノ弊風ヲ矯メシムルコト
 - (二) 一般社會ニ於ケル登用方針ニ改善ヲ加ヘシメ人物評價ノ標準ヲ人格
健康、智能ノ總和ニ價キ、單ナル智的學科ノ評點ニ捉ハルル事態ヲ
改メシムルコト
 - (三) 各家庭ヲシテ教育方針ニ對スル理解ヲ徹底セシメ、家庭ニ於ケル弊
モ之ニ順應スルカ如ク連絡指導シ以テ教育ノ效果ヲ十全ナラシムル
コト

- 六 一 強 壯 會 二 關 スル 事 取
- 五 補 強 流 場 二 關 スル 事 取
- 四 遊 藝 員 二 關 スル 事 取
- 三 學 務 總 務 二 關 スル 事 取
- 二 遊 育 式 志 二 關 スル 事 取
- 一 遊 育 内 容 二 關 スル 事 取

實 施 要 取 目 次

一 二 一 一 四 再 考 論 上 新 及 以 外 案

二、教育内容ニ關スル事項

- (一) 日本精神ノ涵養、愛忠報國ノ信念確立ニ關シテハ教育教授ノ全般ニ
且リ常ニ周到適切ナル方案ヲ練リ之カ徹底ヲ期スルコト
- (二) 教育ノ全般ニ且リ又ハ各種ノ機會ヲ捉ヘ滿洲建國ノ本義、日滿一德
一心ノ眞髓ヲ明ニシ其ノ構成分子タルノ實務ヲ全ウスルノ志操ヲ涵
養スルコト
- (三) 偏習教育ノ弊ヲ避ケ情意ノ陶冶ヲ重視シ且努メテ教授ノ勞作化、郷
土化、生活化ヲ圖リ總テ滿洲ノ實際ニ即セシムルコト
- (四) 德育ニ關シテハ實踐躬行ヲ旨トシ鞏固ナル信念ノ確立ヲ圖リ體健中
正ナル思想ノ涵養ニ努ムルコト
- (五) 滿洲ノ氣候風土ニ即スル保健體育ノ振興ヲ圖リ一般體位ノ向上ニ努
ムルコト
- (六) 入植地ノ教育ニ就テハ特ニ土地ノ事情ニ適應セル施設經營ヲ行ヒ開
拓者タルノ實行力ヲ養ヒ之ニ必要ナル教師ノ養成教科書ノ編纂等週
切ナル方途ヲ講スルコト

第六次改定教育令

第四 教育ノ方法ニ關スル事項 (略)

第一 教育ノ内容ニ關スル事項

一 心、真摯ニ研ニシテ其ノ精神を分于ルニシテ、實業ニ全クシテ、志氣ヲ奮

二 教育ノ全端ニ及リ又ハ各階級ノ社會ニ對シテ、漸進的ニ進歩シ、日本第一

三 日本精神ノ涵養、愛國思想ノ發揚、勤勞愛好ノ養成、自治精神ノ樹立ニ關シテハ、教育者

四 教育ノ内容ニ關シテハ、實業ニ關シテ、實業ニ關シテ、且、其ノ他、教育ノ内容ニ關シテハ、

五 教育ノ内容ニ關シテハ、實業ニ關シテ、實業ニ關シテ、且、其ノ他、教育ノ内容ニ關シテハ、

三、教育ノ方法ニ關スル事項 (略)

三、學校經營ニ關スル事項

(一) 學校ヲ國民的性格鍛鍊ノ道場タラシメ精神的勇氣ノ醸成ニ努メ温

(二) 學校ノ施設ハ民衆ニ即シ土地ノ事情ニ應ジ簡素ヲ旨トシ、兒童生徒

(三) 同種學校ニアリテモ各特色アル經營ヲナサシムルト共ニ劃一的、形

(四) 各學校ハ其ノ經營目標ヲ明確通確ニシ其ノ實踐業績ヲ十全ナラシム

四、教職員ニ關スル事項

(一) 滿洲所要ノ教員ヲナルヘク自給自足シ得ル如ク教員養成機關ヲ整備

(二) 教育研究機關ヲ整備充實シテ教員ノ不斷ノ修養ヲ指導シ、且其ノ再

(二) 教育施設整備を速成すべきを期し、不備の施設を計画し、且其の再
スルコト

(一) 新開地等に於ては、教育マシムヘク自給自足の村を以て建設し、教育施設を整備せしむ

四 各學科ノ教育ニ關シテハ、日滿共同主義を以て、其ノ實績を以て、十餘年以來
友誼東顧マシヤセヤセキ精神ヲ以テ、教育マシムヘク、其ノ實績を以て、十餘年以來

三 同種學科ニテハ、日滿共同主義を以て、其ノ實績を以て、十餘年以來
其ノ實績を以て、十餘年以來

二 各學科ノ教育ニ關シテハ、日滿共同主義を以て、其ノ實績を以て、十餘年以來
其ノ實績を以て、十餘年以來

一 各學科ノ教育ニ關シテハ、日滿共同主義を以て、其ノ實績を以て、十餘年以來
其ノ實績を以て、十餘年以來

三 學科ノ教育ニ關シテハ、日滿共同主義を以て、其ノ實績を以て、十餘年以來
其ノ實績を以て、十餘年以來

教育ノ施設ヲ講スルコト

- (一) 教育マシテ在滿教育者タルノ使命ヲ自覺シ、教育方針及綱領ノ精神ヲ體シ以テ率先躬行教育報國ニ邁進セシムルコト
- (二) 教育界ニ大イニ人材ヲ招致スルコト
- (三) 一、滿洲獨自ノ教育者ニ對シテ、試験制度ヲ設ケ人材ノ簡拔ヲナスコト
- (四) 其ノ待遇ヲ改善シ社會的地位ヲ高ムルコト

五 制度施設ニ關スル事項

- (一) 滿洲獨自ノ教育令ヲ制定スルコト
- (二) 學校ノ種別系統ニ關スル施設計畫ヲ樹立シ滿洲教育系ヲ整備スルコト
- (三) 學校種別毎ニ各學科目ノ種類、内容、教授時數等ニ再檢討ヲ加ヘ且各科目ノ教育的地位ヲ確定スルコト
- (四) 一學校、一學級ノ收容定員ニ再檢討ヲ加ヘ土地ノ事情ニ即シ教育效果ノ徹底ヲ所期シ得ル如ク改ムルコト
- (五) 教科書編纂ノ施設ヲ完備シテ教材ノ地方化、郷土化ノ徹底ヲ期スル

ロイ

三、教育内容ニ關スル事項
四、教育方法ニ關スル事項
五、學校經營ニ關スル事項
六、教職員ニ關スル事項
七、制度施設ニ關スル事項
八、一般社會ニ關スル事項

一、教育内容ニ關スル事項
二、教育方法ニ關スル事項
三、學校經營ニ關スル事項
四、教職員ニ關スル事項
五、制度施設ニ關スル事項
六、一般社會ニ關スル事項

教育内容實施要項 目次

一、二、三、四 再審議ノ上得タル成案

一、教育内容ニ關スル事項
二、教育方法ニ關スル事項
三、學校經營ニ關スル事項
四、教職員ニ關スル事項
五、制度施設ニ關スル事項
六、一般社會ニ關スル事項

- 六一 教育會ニ關スル事項
- 六二 補習教育ニ關スル事項
- 六三 補習員ニ關スル事項
- 六四 補習費ニ關スル事項
- 六五 補習式ニ關スル事項
- 六六 補習内容ニ關スル事項

一、二、三、四、再審議、土橋、山、組案
實地要取目次

一、教育内容ニ關スル事項

- (一) 日本精神ノ涵養、盡忠報國ノ信念確立ニ關シテハ教育教授ノ全校ニ亘リ常ニ周到適切ナル方策ヲ練リ之カ徹底ヲ期スルコト
- (二) 教育ノ全校ニ亘リ又ハ各種ノ機會ヲ捉ヘ滿洲建國ノ本義、日滿一徳一心ノ眞髓ヲ明ニシ其ノ構成分子タルノ責務ヲ全ウスルノ志操ヲ涵養スルコト
- (三) 偏知教育ノ弊ヲ避ケ情意ノ陶冶ヲ重視シ且努メテ教授ノ勞作化、郷土化、生活化ヲ圖リ總テ滿洲ノ實際ニ即セシムルコト
- (四) 德育ニ關シテハ實踐躬行ヲ旨トシ鞏固ナル信念ノ確立ヲ圖リ穩健中正ナル思想ノ涵養ニ努ムルコト
- (五) 滿洲ノ氣候風土ニ即スル保健體育ノ振興ヲ圖リ一般體位ノ向上ニ努ムルコト

二、教育ノ方法ニ關スル事項（略）

三、學校經營ニ關スル事項

- (一) 學校ヲ國民的性情鍛鍊ノ道場タラシメ精神的勇氣ノ醸成ニ努メ温

一 學務。國共兩政府、教育、財政、衛生、警察、海關、陸軍、海軍、農林、工商、交通、通信、各機關、應與教育、密切聯絡、並應與教育、共同發展、以期教育、之進步、與國民、生活、之幸福、

二 教育、之方針、應以、民族、復興、為、第一、

△△△

三 教育、之實施、應以、普及、為、第一、

四 教育、之經費、應以、社會、捐助、為、第一、

五 教育、之設備、應以、完善、為、第一、

六 教育、之師資、應以、優良、為、第一、

七 教育、之方法、應以、科學、為、第一、

八 教育、之內容、應以、實用、為、第一、

九 教育、之地位、應以、尊重、為、第一、

十 教育、之前途、應以、光明、為、第一、

一 教育、之內容、應以、實用、為、第一、

二 學校、之設施、應以、完善、為、第一、

三 同種、學校、之經營、應以、科學、為、第一、

四 各學校、校長、之教育、應以、實用、為、第一、

五 教職員、之關係、應以、和諧、為、第一、

六 滿洲、所妥、之教育、應以、普及、為、第一、

七 教育、研究、機關、之整備、應以、充實、為、第一、

八 教員、之訓練、應以、科學、為、第一、

九 教育、方針、及、綱領、之精神、應以、科學、為、第一、

「體心」以テ事ヲ行フ教育機關ニ關シテハ、

一 職員マシテ亦教育者トシテ、其命ヲ自覺シ、教育ヲ推廣シ、

二 教育ヲ進歩シ、進歩シテ、且其、再

三 教育ヲ進歩シ、進歩シテ、且其、再

四 各學科ノ長ハ教育機關ニ基キテ、

五 同僚學科ニ對シテ、

六 學科ノ長ハ教育機關ニ基キテ、

七 同僚學科ニ對シテ、

八 學科ノ長ハ教育機關ニ基キテ、

四 教員ノ待遇ヲ改善シ社會的地位ヲ高メ以テ教育界ニ大イニ人材ヲ招致スルコト

五 制度施設ニ關スル事項

(一) 滿洲獨自ノ教育令ヲ制定スルコト

(二) 學校ノ種別系統ニ關スル施設計畫ヲ樹立シ滿洲教育系ヲ整備スルコト

(三) 學校種別毎ニ各學科目ノ種類、内容、教授時間等ニ再檢討ヲ加ヘ且各科目ノ教育的地位ヲ確定スルコト

(四) 一學校、一學級ノ收容定員ニ再檢討ヲ加ヘ土地ノ事情ニ即シ教育效果ノ徹底ヲ所期シ得ル如ク改ムルコト

(五) 教科書編纂ノ施設ヲ完備シテ教材ノ地方化、郷土化ノ徹底ヲ期スルコト

六 體育衛生ニ關スル指導、研究機關ヲ充實シテ其ノ機能發揮ヲ充分ナラシムルコト

六 體育衛生ニ關スル事項、指受機關ヲ充實シ、其ノ設備整備ヲ充テテ

果ノ進歩ヲ期シ、其ノ設備整備ヲ充テテ、其ノ設備整備ヲ充テテ

四 一學期ノ一學級ノ教育委員ニ再選任シ、其ノ設備整備ヲ充テテ

三 學級別別級ニ各學級目ノ設置、内容、進修計画等ニ再選任シ、其ノ設備整備ヲ充テテ

二 學級ノ設備整備ニ關スル事項、進修計画等ニ再選任シ、其ノ設備整備ヲ充テテ

一 進修計画、進修計画ニ關スル事項、進修計画等ニ再選任シ、其ノ設備整備ヲ充テテ

四 進修計画、進修計画ニ關スル事項、進修計画等ニ再選任シ、其ノ設備整備ヲ充テテ

七 督學制度ヲ確立シ、其ノ機能ノ發揮ヲ充分ナラシムルコト

一 子弟ノ資質並境遇ニ應ジ、適切ナル學校及職業ヲ選擇スル機指導シ、巧

利的又ハ虚榮的動機ニヨル進學ノ弊風ヲ矯メシムコト

二 一般社會ニ於ケル登用方針ニ改善ヲ加ヘシメ、人物評價ノ標準ヲ人格

健康、智能ノ總和ニ置キ、單ナル智的學科ノ評點ニ捉ハルル事態ヲ

改メシムルコト

三 各家庭ヲシテ教育方針ニ對スル理解ヲ徹底セシメ、家庭ニ於ケル教

育ノ之ニ順應スルカ如ク連絡指導シ、以テ教育ノ效果ヲ十全ナラシムル

コト

- 六一 社會會ニ關スル事項
- 五 滿洲國境ニ關スル事項
- 四 滿洲國境ニ關スル事項
- 三 滿洲國境ニ關スル事項
- 二 教育内容ニ關スル事項
- 一 教育内容ニ關スル事項

滿洲國境ニ關スル事項

滿洲國境ニ關スル事項

一、教育内容ニ關スル事項

- 一、日本精神ノ涵養、盡忠報國ノ信念確立ニ關シテハ教育教授ノ全般ニ亘リ常ニ周到適切ナル方案ヲ練リ之カ徹底ヲ期スルコト
- 二、教育ノ全般ニ亘リ又ハ各種ノ機會ヲ捉ヘ滿洲建國ノ本體、日滿一德一心ノ眞髓ヲ明ニシ滿洲國構成分子タルノ責務ヲ全ウスルノ志操ヲ涵養スルコト
- 三、偏智教育ノ弊ヲ避ケ情意ノ陶冶ヲ重ンスルト共ニ努メテ教授ノ勞作化郷土化、生活化ヲ圖ルコト
- 四、德育ニ關シテハ實踐躬行ヲ旨トシ鞏固ナル信念ノ確立ト穩健中正ナル思想ノ涵養ニ努ムルコト
- 五、滿洲ノ氣候風土ニ即スル保健體育ノ振興ヲ圖リ一般體位ノ向上ニ努ムルコト
- 六、個人評價ノ標準ヲ人格、健康、知能ノ總和ニ置クヤウ成績査定法及上級學校ニ於ケル入學者銓衡方法ヲ改ムルコト

一、教育ノ方法ニ關スル事項 (第一案)
 一、 諸君ノ弊ヲ改メ勞作、體驗ヲ基調トスルコト
 二、 分散的弊ヲ改メ具體的、全一的ヲラシムルコト
 三、 漫然タル弊ヲ改メ能率の合理的ヲラシムルコト
 四、 消極的弊ヲ改メ積極的、鍛鍊的ヲラシムルコト

二、教育ノ方法ニ關スル事項 (第一案)

- 一、 諸君ノ弊ヲ改メ勞作、體驗ヲ基調トスルコト
- 二、 分散的弊ヲ改メ具體的、全一的ヲラシムルコト
- 三、 漫然タル弊ヲ改メ能率の合理的ヲラシムルコト
- 四、 消極的弊ヲ改メ積極的、鍛鍊的ヲラシムルコト

一、 諸君ノ弊ヲ改メ勞作、體驗ヲ基調トスルコト

二、 分散的弊ヲ改メ具體的、全一的ヲラシムルコト

三、 漫然タル弊ヲ改メ能率の合理的ヲラシムルコト

四、 消極的弊ヲ改メ積極的、鍛鍊的ヲラシムルコト

一、 諸君ノ弊ヲ改メ勞作、體驗ヲ基調トスルコト

二、 分散的弊ヲ改メ具體的、全一的ヲラシムルコト

三、 漫然タル弊ヲ改メ能率の合理的ヲラシムルコト

一、 諸君ノ弊ヲ改メ勞作、體驗ヲ基調トスルコト

一、勞作、體験ヲ尊重シテ自發活動ヲ旺盛ナラシメ創造、思考、應用ノ力ヲ體得セシムルコト
 二、教育ノ方法ニ關スル學項 (第二案)
 一、勞作、體験ヲ尊重シテ自發活動ヲ旺盛ナラシメ創造、思考、應用ノ力ヲ體得セシムルコト
 二、教育ノ方法ニ關スル學項 (第二案)
 一、勞作、體験ヲ尊重シテ自發活動ヲ旺盛ナラシメ創造、思考、應用ノ力ヲ體得セシムルコト
 二、教育ノ方法ニ關スル學項 (第二案)

一、勞作、體験ヲ尊重シテ自發活動ヲ旺盛ナラシメ創造、思考、應用ノ力ヲ體得セシムルコト
 二、教育ノ方法ニ關スル學項 (第二案)
 三、教授、學習ヲシテ能率の具體的タラシメ、實ニ國民生活ニ必須ナル知識、技能ヲ確實ニ把握セシムルコト
 三、師弟一體トナリテ實踐躬行シ、精神的、身體的鍛鍊ノ徹底ヲ期スルコト

一、教育方針、教育方針及綱領ニ基キ其ノ學校ノ經營目標ヲ明瞭的確ニシテ
 下教員ヲ指導督勵シ以テ其ノ實踐上ノ成績ヲ向上セシムル様計畫實施
 スルコト

二、教育方針、教育方針及綱領ニ基キ其ノ學校ノ經營目標ヲ明瞭的確ニシテ
 下教員ヲ指導督勵シ以テ其ノ實踐上ノ成績ヲ向上セシムル様計畫實施
 スルコト

三、學校組織ノ經營ニ關スル事項

一、學校内ニ精神的雰囲気ヲ醸成セシメ以テ學校ヲ國民的性格鍛鍊ノ道場
 タラシムルヤウ經營スルコト

二、學校ノ施設ハ土地ノ事情ニ應シ簡素ヲ旨トシ兒童生徒ヲシテ自ら質實
 剛健、勤勞愛好ノ諸徳ヲ體得セシムルカ如ク經營スルコト

三、同種學校ニアリテモ土地ノ事情ニ即シ特色アル經營ヲナスコトニ努ム
 ルト共ニ行政上ニ於テモ劃一的形式の弊ヲ避ケシムルヤウ考慮スルコ
 ト

四、學校長ハ教育方針及綱領ニ基キ其ノ學校ノ經營目標ヲ明瞭的確ニシテ
 下教員ヲ指導督勵シ以テ其ノ實踐上ノ成績ヲ向上セシムル様計畫實施
 スルコト

一、教育方針、教育方針及綱領ニ基キ其ノ學校ノ經營目標ヲ明瞭的確ニシテ
 下教員ヲ指導督勵シ以テ其ノ實踐上ノ成績ヲ向上セシムル様計畫實施
 スルコト

二、教育方針、教育方針及綱領ニ基キ其ノ學校ノ經營目標ヲ明瞭的確ニシテ
 下教員ヲ指導督勵シ以テ其ノ實踐上ノ成績ヲ向上セシムル様計畫實施
 スルコト

三、學校組織ノ經營ニ關スル事項

一、學校内ニ精神的雰囲気ヲ醸成セシメ以テ學校ヲ國民的性格鍛鍊ノ道場
 タラシムルヤウ經營スルコト

二、學校ノ施設ハ土地ノ事情ニ應シ簡素ヲ旨トシ兒童生徒ヲシテ自ら質實
 剛健、勤勞愛好ノ諸徳ヲ體得セシムルカ如ク經營スルコト

三、同種學校ニアリテモ土地ノ事情ニ即シ特色アル經營ヲナスコトニ努ム
 ルト共ニ行政上ニ於テモ劃一的形式の弊ヲ避ケシムルヤウ考慮スルコ
 ト

四、學校長ハ教育方針及綱領ニ基キ其ノ學校ノ經營目標ヲ明瞭的確ニシテ
 下教員ヲ指導督勵シ以テ其ノ實踐上ノ成績ヲ向上セシムル様計畫實施
 スルコト

スルコト

一、滿洲所
二、教員ノ
三、其ノ他
四、教員ヲ
五、ニ邁進
六、教員ノ
七、スルコト
八、五教員

スルコト

一、滿洲所
二、教員ノ
三、其ノ他
四、教員ヲ
五、ニ邁進
六、教員ノ
七、スルコト
八、五教員

スルコト

一、滿洲所
二、教員ノ
三、其ノ他
四、教員ヲ
五、ニ邁進
六、教員ノ
七、スルコト
八、五教員

四、教員ニ關スル事項

一、滿洲所
二、教員ノ
三、其ノ他
四、教員ヲ
五、ニ邁進
六、教員ノ
七、スルコト
八、五教員

一、滿洲所
二、教員ノ
三、其ノ他
四、教員ヲ
五、ニ邁進
六、教員ノ
七、スルコト
八、五教員

一、滿洲所
二、教員ノ
三、其ノ他
四、教員ヲ
五、ニ邁進
六、教員ノ
七、スルコト
八、五教員

一、滿洲所
二、教員ノ
三、其ノ他
四、教員ヲ
五、ニ邁進
六、教員ノ
七、スルコト
八、五教員

一、滿洲所
二、教員ノ
三、其ノ他
四、教員ヲ
五、ニ邁進
六、教員ノ
七、スルコト
八、五教員

一、滿洲所
二、教員ノ
三、其ノ他
四、教員ヲ
五、ニ邁進
六、教員ノ
七、スルコト
八、五教員

一、滿洲所
二、教員ノ
三、其ノ他
四、教員ヲ
五、ニ邁進
六、教員ノ
七、スルコト
八、五教員

一、滿洲所
二、教員ノ
三、其ノ他
四、教員ヲ
五、ニ邁進
六、教員ノ
七、スルコト
八、五教員

教育行政、教育、教育ニ關スル事

目次

- 一 教育方針
- 二 教育綱領
- 三 教育實施要項
- (一) 教育内容ニ關スル事項
- (二) 教育制度ニ關スル事項
- (三) 教育施設ニ關スル事項

一	二	三			
教育	教育	教育	教育	教育	教育
教育	教育	教育	教育	教育	教育
教育	教育	教育	教育	教育	教育
教育	教育	教育	教育	教育	教育

目次

教育方針 (十二月二十六日協議案)

在滿日本人ノ教育ハ教育ニ關スル物語ヲ大本トシテ日本精神ヲ涵養振作シ滿洲國建國ノ本義ト日滿一德一心ノ眞實ヲ體得セシメ以テ皇道宣布ノ使命ヲ達成スヘキ忠良ナル大日本國民ヲ育成スルヲ本旨トスヘシ

亦、對命、要知スヘキ思慮ヲ小大日本臣民ニ實知スルマ本官イスヘ
計ニ新機應臨ニ本國イ日商一節一心ノ真誠ヲ懸念シテ以テ是等宜
亦、對命、要知スヘキ思慮ヲ小大日本臣民ニ實知スルマ本官イスヘ
計ニ新機應臨ニ本國イ日商一節一心ノ真誠ヲ懸念シテ以テ是等宜
亦、對命、要知スヘキ思慮ヲ小大日本臣民ニ實知スルマ本官イスヘ
計ニ新機應臨ニ本國イ日商一節一心ノ真誠ヲ懸念シテ以テ是等宜

宣 官 宣 長 (十二月二十六日 閣議案)

教育 綱 領 (十二月二十六日 閣議案)

- 一、日本精神ヲ涵養振作シ盡忠報國ノ赤誠ニ徹セシムルト共ニ中外ニ施シテ序ラサル大義ヲ體得セシムルヲ以テ教育ノ基調トスヘシ
- 二、滿洲國建國ノ本義ヲ明ニシ日滿一德一心ノ真髓ヲ會得セシメ滿洲國情成分子タル責務ヲ遂行スルノ志操ヲ涵養スヘシ
- 三、民族協和ノ精神ヲ増ヒ指導的民族タルノ品位ト實力トヲ涵養スヘシ
- 四、心身ヲ鍛鍊シ剛健敢爲ノ氣魄ト盛忍不拔ノ實行力トヲ養成スヘシ
- 五、勤勞愛好ノ性格ヲ陶冶シ大ニ實用厚生ノ知識、技能ヲ啓培スヘシ

四、一學科或一學類ノ教授職員ニ資格ヲ賦ヘ教育效果ノ増進ヲ阻限シ得

ル、並ニ一師ヲシテシテシムルコト

五、師範ナシテ師範ニシテシムルコト

六、亦漸次壯志ヲ養フ、教育ニ目撃イテ亦漸次眼目ヲ養フ、其ノ

スロイ

七、專門學科以上ニテリマハ其類共ニ學ヲ習ハシメ、其ノ

スロイ

八、中華學科以下ニテリマハ其類共ニ學ヲ習ハシメ、其ノ

計ニ依テ、其類共ニ學ヲ習ハシメ、其ノ

ニ以テ本國ノ學科ニ對シテ、其類共ニ學ヲ習ハシメ、其ノ

九、其類共ニ學ヲ習ハシメ、其ノ

十、其類共ニ學ヲ習ハシメ、其ノ

十一、其類共ニ學ヲ習ハシメ、其ノ

十二、其類共ニ學ヲ習ハシメ、其ノ

(二) 教育制度ニ關スル事項

ル如ク改ムルコト

五、督學制度ヲ確立シ其ノ機能ノ發揮ヲ充分ナラシムルコト

六、教育行政官及教員ノ任用方法ヲ改善シ教育界ニ廣ク人材ヲ招致スル

ノ途ヲ講スルコト

七、教員ノ社會的地位ヲ高ムル途ヲ講スルコト

八、教員登用ノ認定制度ヲ設ケ人材ノ簡拔ヲナスコト

八、特別登用、臨時職員等ヲ用テ人林ノ補綴セサスロイ
 九、特別登用、臨時職員等ヲ用テ人林ノ補綴セサスロイ
 十、特別登用、臨時職員等ヲ用テ人林ノ補綴セサスロイ
 十一、特別登用、臨時職員等ヲ用テ人林ノ補綴セサスロイ
 十二、特別登用、臨時職員等ヲ用テ人林ノ補綴セサスロイ
 十三、特別登用、臨時職員等ヲ用テ人林ノ補綴セサスロイ
 十四、特別登用、臨時職員等ヲ用テ人林ノ補綴セサスロイ
 十五、特別登用、臨時職員等ヲ用テ人林ノ補綴セサスロイ
 十六、特別登用、臨時職員等ヲ用テ人林ノ補綴セサスロイ
 十七、特別登用、臨時職員等ヲ用テ人林ノ補綴セサスロイ
 十八、特別登用、臨時職員等ヲ用テ人林ノ補綴セサスロイ
 十九、特別登用、臨時職員等ヲ用テ人林ノ補綴セサスロイ
 二十、特別登用、臨時職員等ヲ用テ人林ノ補綴セサスロイ

(三) 教育施設ニ關スル事項

- 一、教科書編纂ノ施設ヲ完備スルコト
- 二、體育衛生ニ關スル指導研究機關ヲ充實スルコト
- 三、學校ノ種別、學校數、收容生徒數等ノ決定ニ關シテハ學問遊民ノ徒ヲ生セサラムルヤウ考慮スルコト
- 四、中等教育ニ關シテハ實業教育施設ヲ多クスルヤウ措置スルコト
- 五、特ニ素質優秀ナル者ノ天分ヲ發揮セシムル爲獎學ノ途ヲ講スルコト

其併ニ案費對表々々答ハ天位ニ懸懸ナシムルニ就英學ノ發ニ備スルコトイ
 四、中等教育ニ關シテハ實業教育並進ニ進ムルコトイ
 併ニ進歩ノ速前科ノ發進ニ進ムルコトイ
 五、主ナセテシムルコトイ
 六、學務ノ發進ニ進ムルコトイ
 七、教育並進ニ關シテハ實業教育並進ニ進ムルコトイ
 八、教育並進ニ關シテハ實業教育並進ニ進ムルコトイ

實施要項

- 一、教育制度ニ關シテハ概ネ内地ニ於ケルト同調ナラシムルコトヲ顧慮スルモ、滿洲特殊ノ事情ニ照シ獨自ノ教育令ヲ制定ス
- イ、滿洲ニ於テ完成教育（大學教育迄）ヲナス
- ロ、中等學校以下ニ付テハ可及的内地ニ於ケル教育トノ連繫ヲ考慮ス
- ハ、專門學校以上ニ付テハ專ラ獨自ニ考慮ス
- ニ、滿洲永住者子弟ノ教育ヲ目標トシ短期在住者子弟ノ爲特別ノ施設ヲナス
- ホ、滿洲獨自ト謂フモ其ノ教育效果ハ他ニ比シ優位ナラシムル様意圖ス
- 三、學校ノ種別、體系ニ關シテハ之カ施設ノ大計ヲ樹立シ其ノ整備充實ヲ圖ル
- イ、學問遊民ヲ生セサルコトヲ期ス
- ロ、實業教育施設ノ普及ヲ圖ル
- ハ、專門學校以上ニ在リテハ民族共學ヲ認ム

清野ナサハ四ノ節ニ

一、土産學對ニ係ルハ人學普通式並ニ不産學對ニ係ル學問教育ニ
マカム

二、國人種對ノ關係ニ人種ノ發展ノ障礙ノ除去ニ當リ、種族調査並
ニ其ノ實績ヲ撰ス

三、學對ニハ學對種族ノ自給ヲ得ル由ニシテ、種族調査並ニ種族
ノ學對マシメテ種族調査ノ進歩並ニ種族調査ノ進歩

四、同種學對ニ係リマシテ、種族調査並ニ種族調査ノ進歩並ニ種族
ノ學對マシメテ種族調査ノ進歩並ニ種族調査ノ進歩

五、種族調査並ニ種族調査ノ進歩並ニ種族調査ノ進歩並ニ種族
ノ學對マシメテ種族調査ノ進歩並ニ種族調査ノ進歩

六、種族調査並ニ種族調査ノ進歩並ニ種族調査ノ進歩並ニ種族
ノ學對マシメテ種族調査ノ進歩並ニ種族調査ノ進歩

七、種族調査並ニ種族調査ノ進歩並ニ種族調査ノ進歩並ニ種族
ノ學對マシメテ種族調査ノ進歩並ニ種族調査ノ進歩

又、一學校、一學級ノ收容定員ヲ教育效果ノ徹底ヲ期シ得ル如ク選
減ス

四、教員ニ關シテハ之カ養成機關ヲ整備スルト共ニ其ノ資質向上ヲ圖ル

一、滿洲所安ノ人員ヲナルヘク自給シ得ルカ如ク養成機關ヲ整備ス

二、教員任用ニ關シ認定制ヲ設ケ人材ノ簡拔ヲナス

三、教員ノ社會的地位ヲ高ムル途ヲ講ス

四、教員ノ研究、再修養ノ施設ヲ充實ス

五、教員行政機關ノ整備充實ヲ圖ル

六、督學機關ヲ充實シ其ノ機能ノ發揮ヲ期ス

七、體育衛生ニ關スル研究、指導機關ヲ充實シ其ノ機能ノ發揮ヲ期
ス

八、教育行政事務官ニ教員ヲ任用スル途ヲ開ク

九、教科書編輯ノ機關ヲ完備ス

原スル國書ニハ神代卷ノ附録、凡ノ長國ハ皇祖天孫神代卷ノ小ナリ
マニシテ其ノ終ニ至リテ、不ニ其ノ終ニ至リテ日本書紀ノ出テ皇祖マニ
リシムル皇祖ニ一頁ナリ國書ノ其終神代卷ニマニ、凡ノ内容ハ其ノ終
皇代卷ノ文ナリ、其ノ終ニ至リテ、其ノ終ニ至リテ、其ノ終ニ至リテ、
日本書紀イハ其ノ終ニ至リテ、其ノ終ニ至リテ、其ノ終ニ至リテ、
日本書紀イハ其ノ終ニ至リテ、其ノ終ニ至リテ、其ノ終ニ至リテ、

(一)

皇 道 一

皇道トハ神道ノ最モ純正ナル姿ニシテ古語ヲハ神ナカラノ道トモ言ヒ
日本民族祖先以來ノ信念ナリ生活原理ナリ、天皇ニ在ラセラレ
テモ國民ニ於テモ共ニ 皇祖天照大神ノ御授威ヲ發揚スル事ナル、
即チ 天皇ハ皇祖皇宗ノ遺訓ヲ紹述シテ天業ヲ恢弘シ給ヒ國民ハ祖先
以來ノ遺風ヲ顯彰シテ皇運ヲ扶翼シ奉ル事ヲ言フ。

以來、敵國を懲辱すや皇威を恢復す事ヲ旨マテ。

嗚々、大皇ハ皇祖皇宗ノ遺徳ヲ隆敬シテ天孫ヲ尊敬シテ神ノ國皇ハ皇祖
マテ神皇ニ依テテ共ニ皇徳大顯大輝ノ時ヲ期シテ皇威ヲ伸マテテ
日本列島邊境以來ノ御念マテテ正統皇統マテマテ、大皇ニ背マテテ
皇威イハ神皇ノ御子皇孫ニシテ古皇マハ神マヒマテ、皇イテ言コ

皇 一

皇道トハ、天照大神ノ御威ヲ發揚スルコトニシテ即チ、天皇ハ皇祖

皇道トハ、天照大神ノ御威ヲ發揚スルコトニシテ即チ、天皇ハ皇祖
皇宗ノ遺訓ヲ紹述シテ天孫ヲ恢弘シ給ヒ國民ハ祖先以來ノ遺風ヲ顯彰
シテ皇運ヲ扶翼シ奉ルコトヲイフ。

〆マ是派マ其ノ事ムロイマインロ。
 是派ハ重商マ謀取マヤ天来マ増収マ爲ニ圖ルハ願我以來ハ重商マ謀取
 是派イハ天賦大權ハ商勢強ク強盛スルロイニヤテ則チ天是ハ是派
 二

教育調査委員會幹事會ヘノ提案ニ關スル
 協議會(第五回)經過

日時 昭和十二年一月十三日、十四日、毎日午前十時ヨリ四時迄
 場所 關東局會議室
 出席者 大使館「福田、辻(十四日ノミ出席)」、關東局「成田、
 柳原、大貫」、滿鐵「秋山、平井」

協議事項

- 一、現代教育ノ通弊ニ付別紙(資料第二)ニヨリ討議
- 二、教育刷新ノ概括的實施事項別紙(資料第三)ニヨリ討議ノ上修正、更
 ニ再審議ヲ加ヘ成案ヲ得タリ
- 三、先回一應暫定セル教育綱領ノ主眼點ニ付所見ノ交換ヲナス
- 四、次回(一月二十一、二十二日)豫定ヲ左ノ通定メ教會
 - (1) 綱領ヲフリカヘツテ實施要項ノ過不足ヲ再檢討スル
 - (2) 「皇道宣布」ノ意義決定
 - (3) 綱領ノ主眼力點如何ノ再檢討

勞働ヲ獎勵スヘキ思ふヤハ大日本皇國ニ於テ本國イニハ
ヨリ海陸空各業ノ本國イニ第一心ノ興業ヲ勤勞トシテ
亦亦日本人ノ勞働ハ教育ニ關スルニ關シテ大日本イニ
（十二月二十六日閣議案）

教育綱領

（十二月二十六日閣議案）

- 一、日本精神ヲ涵養振作シ盡忠報國ノ赤誠ニ徹セシムルト共ニ中外ニ施シテ存ラサル大義ヲ體得セシムルヲ以テ教育ノ基調トスヘシ
- 二、滿洲國建國ノ本義ヲ明ニシ日滿一體一心ノ眞實ヲ會得セシメ滿洲國構成分子タル實務ヲ遂行スルノ志操ヲ涵養スヘシ
- 三、民族協和ノ精神ヲ培ヒ指導的民族タルノ品位ト實力トヲ涵養スヘシ
- 四、心身ヲ鍛鍊シ剛健敢爲ノ氣魄ト堅忍不拔ノ實行力トヲ養成スヘシ
- 五、勤勞愛好ノ性格ヲ陶冶シ大ニ實用厚生ノ知識、技能ヲ啓培スヘシ

- 一 教育綱領ノ主眼及力點
- 二 教育綱領ノ主眼及力點
- 三 教育綱領ノ主眼及力點

教育綱領ノ主眼及力點

改善事項 養育料第一

教育綱領ノ主眼及力點

綱領一

主眼
力點ハ

日本人トシテノ本質的性格陶冶

- 一 國體觀念ヲ明徹ニスルコト
- 二 建國精神ノ雄渾ナルコトヲ獲得セシムルコト
- 三 皇道精神ノ道義的ナルコトヲ獲得セシムルコト
- 四 日本ノ滿洲國ニ對スル態度、使命ヲ獲得セシムルコト
- 五 日本ノ世界ニ對スル地位、使命ヲ獲得セシムルコト

斯クテ

日本人トシテノ使命達成ノ資質ヲ具有セシム

綱領二

主眼
力點ハ

在滿日本人トシテノ道徳陶冶